

平成20年（2008年）紀北町12月定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成20年12月 8 日（月）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年12月17日（水）

応 招 議 員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1 番 | 東 篤布 | 2 番 | 中村健之 |
| 3 番 | 近澤チヅル | 4 番 | 家崎仁行 |
| 5 番 | 川端龍雄 | 6 番 | 北村博司 |
| 7 番 | 玉津 充 | 8 番 | 尾上壽一 |
| 9 番 | 平野倅規 | 10番 | 岩見雅夫 |
| 11番 | 入江康仁 | 12番 | 平野隆久 |
| 13番 | 島本昌幸 | 14番 | 中本 衛 |
| 15番 | 中津畑正量 | 16番 | 東 澄代 |
| 17番 | 松永征也 | 18番 | 垣内唯好 |
| 19番 | 奥村武生 | 20番 | 東 清剛 |
| 21番 | 谷 節夫 | 22番 | 世古勝彦 |

不応招議員

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|-----------|------|
| 町 長 | 奥山始郎 | 副 町 長 | 紀平 勉 |
| 収 入 役 | 川端清司 | 総 務 課 長 | 川合誠一 |
| 財 政 課 長 | 塩崎剛尚 | 危機管理課長 | 中原幹夫 |
| 企 画 課 長 | 中場 幹 | 税 務 課 長 | 平谷卓也 |
| 住 民 課 長 | 谷口房夫 | 福祉保健課長 | 五味 啓 |
| 環境管理課長 | 倉崎全生 | 産業振興課長 | 中村高則 |
| 建 設 課 長 | 山本善久 | 水 道 課 長 | 村島成幸 |
| 出 納 室 長 | 長野季樹 | 紀伊長島総合支所長 | 橋本樹徳 |
| 教育委員長 | 喜多 健 | 教 育 長 | 小倉 肇 |
| 学校教育課長 | 世古雅則 | 生涯学習課長 | 家崎英寿 |

職務の為出席者

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 事 務 局 長 | 中野直文 | 書 記 | 脇 俊明 |
| 書 記 | 上野隆志 | 総務課長補佐 | 工門利弘 |

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

18番 垣内唯好 20番 東 清剛

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

11番 入江康仁君と19番 奥村武生君より、所用のため遅刻との連絡を受けておりますのでご報告いたします。

川端龍雄議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、配布いたしました議事日程のとおりでありますので、ご了承ください。

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

18番 垣内 唯好君

20番 東 清剛君

のご両名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本日は通告者のうち、東清剛君から入江康仁君までの 5 人の一般質問を行います。

議員の発言時間は30分以内として運営いたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会議務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対して質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、20番 東清剛君の発言を許します。

20番 東清剛議員

皆さん、おはようございます。20番 東清剛でございます。

議長のお許しを得て、12月の定例議会で一般質問をさせていただきます。

質問事項は、通告書どおり、中部地区用地対策連絡協議会監修で、社団法人中部建設協会が発行しております損失補償算定標準書の改定に関する意見書についてであります。

この聞き慣れない用地対策連絡協議会というのは、国、県、町等が行う公共事業のとき、障害物の物件補償等を標準的な単価を決めている資料と、皆さん思ってもらったらいと思います。

まず、この意見書はですね、平成19年6月14日の産業建設常任委員会で付帯決議、つまり要望決議を全会一致で可決されました。それを受け産業建設常任委員長発議として、北村博司委員長の名で提案がされ、各議員の賛成で採択されたものでございます。

どういう理由でこの要望決議を出したかという、その中でね、標準単価の中に立木補償という項目がございまして、全くその中ではスギとヒノキ、これはもう皆さんご存じだと思いますけれども、その育林方法等何も加味しないで、尾鷲ヒノキの評価がスギよりも低かったということが、そもそもの原因でございます。それがけしからん、だから見直せという意見書を提出しました。その内容を朗読させていただきます。

損失補償算定標準書の改定に関する意見書、尾鷲地方は三重県の南部、紀伊半島南端の潮

岬と志摩半島の間、東紀州の玄関口に位置し、全面に黒潮躍る熊野灘、背後には日本有数の原生林が残る大台山系につながる急峻な山々に囲まれた地域であり、また年間を通じて温暖な降水量が多いという育林に恵まれた気象条件のもと、古くから林業が盛んな地域であり、このほとんどをヒノキの人工林が占めています。尾鷲ヒノキの大きな特徴は赤味が多く、年輪が緻密で節が少なく剛性がある。このような気象状況が樹木の生長に良かったことや、紀州藩が江戸時代から山を民間に任せたことによって、生業として造林業が古くから盛んに行われ、商品として良い木材の生産のため施業方法が確立され、密植と多間伐で年輪が緻密な赤味の強いヒノキ、すなわち尾鷲ヒノキとして市場から高く評価されています。特に、関東大震災以来、地震に強い尾鷲材と言われ、尾鷲ヒノキの芯持柱は、その強度が称賛されてきた。

しかしながら、平成18年4月、社団法人中部建設協会発行の損失補償算定標準書には、用材林の伐採補償標準価格表では、胸高直径5cmから19cmまでで、1本当たりの価格がヒノキよりもスギのほうが高くなっている。この価格表は国や県等が実施する事業で使用されており、尾鷲ヒノキの育林方法が全く考慮されていないのが実態である。尾鷲ヒノキの素晴らしさは変わることはなく、今でも日本あるいは世界中を探しても、これほどの素晴らしい人が育てた木材はいまだなく、この素晴らしさを多くの人々に身近に知っていただくことが、今後とも林業の振興を図ることにつながることである。

よって、政府におかれては尾鷲ヒノキ材をよく理解され、その地域の育林方法を加味した用材林の伐採補償価格に見直されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年6月21日、三重県北牟婁郡紀北町議会議員 尾上壽一

このような意見書を出させていただきました。この意見書は政府の内閣総理大臣、当時の安倍晋三さん、それから国土交通大臣、冬柴鐵三、農林水産大臣 赤城徳彦と、また三重県知事 野呂昭彦氏にも出させてもらっております。

この意見書がどのような取り扱いをされ、平成20年度の用材林の伐採補償価格表に表れているのかをお尋ねいたします。皆さんのお手元に資料として配布されていると思いますが、それを見てください。このあとの質問は自席にて取り行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。東清剛議員のご質問にお答えいたします。

平成19年6月21日に損失補償算定標準書の改正に関する意見書が可決され、議長名で政府、つまり内閣総理大臣、それから国土交通大臣、農林水産大臣及び、三重県の野呂昭彦知事に対して提出されましたが、この意見書に基づく回答は、今現在、紀北町には届いておりません。担当課で、国土交通省 紀勢国道事務所に確認したところ、国土交通省中部地方整備局の方には、国土交通省からの連絡は、現在はないということであります。また、三重県におましては、このことにつきまして回答していないとのことでした。

一方、内閣総理大臣、農林水産大臣におきましては、どのように取り扱われたか、またどのように反映されたかにつきまして、確認できておりません。

続きまして、平成20年度単価について申し上げます前に、まず、損失補償山林の考え方といたしましては、山林1ha当りの価格を出した後、ヘクタール当りの本数で除して、1本単価を算出いたします。ヒノキ、スギの山林の作り方として、育林方法の違いにより、ヒノキがスギの本数を上回ったり、反対にスギがヒノキの本数を上回ったり、経年によって本数が上下いたしますが、1ha当たりの全体補償といたしましては、ヒノキ山林がスギ山林を上回ってきております。

さて、前年度と平成20年度との単価比較については、1本単価の比較を用材林の損失補償算定標準書に基づいて比較いたしますと、ヒノキにおきましては、胸高直径5cmから11cmまでと22cmから23cmまで、単価が減額されております。また、26cm以上のヒノキにつきましては、大幅な単価改正がなされたものと解釈いたしております。

次に、スギにつきましては、胸高直径5cmから27cmまで、単価が減額されており、一方、28cm以上のスギにつきましては、単価が引き上げられております。

次に、ヒノキとスギを比較いたしますと、平成19年度以前には、胸高直径20cm未満において、スギの単価がヒノキの単価を上回る場合がありますでしたが、平成20年度におきましては、全ての胸高直径において、ヒノキの単価がスギの単価を上回っております。今回の単価改正は、これまでの議会から関係機関へ働きかけていただいたものが、実ったものであると思います。以上でございます。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

今の答弁の中で、町長、回答がなされていないと言われてましたけど、この今日配布いた

きました資料で、明らかにわかるんじゃないですか。その辺のともう少しわかっていたら、この表とグラフについての説明をお願いしたいんですけど。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいま申し上げましたとおりですね、それぞれの内閣府やとか、農水省、あるいは国交省、あるいは県当局から文書でもって回答は得ておりませんが、このようなヒノキ、スギの単価表がまいてありますので、これが一応目安になってですね、結局そのことにつきましてお答えをさせていただきますが、そのことについては担当課長にいたさせます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

失礼します。提出いたしました資料ナンバー1、ナンバー2につきまして説明いたします。

この表は、社団法人中部建設協会発行の用材林の取得補償単価により作成いたしました。資料ナンバー1は用材林の人工林スギ、ヒノキについて18、19、20年度、3カ年に分けて各年度の胸高直行による単価を比較したものであります。左の表はスギだけを3カ年比較したもので、18年度、19年度を比較しますと、すべて減額されています。19年度と20年度を比較しますと、胸高直径27cmまでは減額されています。一方、胸高直径28cm以上の単価につきましては増額されております。

次に、中央の表はヒノキを3カ年単価比較したものでございます。18年度と19年度を比較しますと、すべて減額されています。19年度と20年度を比較しますと、5cmから11cmまで、22cmから23cmまでの単価につきましては減額しています。一方、12cmから21cmまでと、24cm以上の単価につきましては増額されております。

次に、右の表について、町長の答弁と重複する部分がありますが、ヒノキとスギの単価比較をしたものであります。18年度では5cmから19cmまで、ヒノキの単価がスギより低く、20cm以上はヒノキの単価はスギより高くなっております。19年度のヒノキとスギの単価比較では、18年度と同じように5cmから19cmまで、ヒノキの単価がスギより低く、20cm以上はヒノキの単価がスギより高くなっております。20年度におきましては、すべてヒノキがスギの単価を上回っております。特に25cm以上におきましては、ヒノキの単価が大幅に上昇しております。

次に、資料ナンバー 2 について説明いたします。少し数字文字が小さく申し訳ありません。資料ナンバー 2 は、過去10年間のヒノキとスギの単価について、胸高直径 5 cmをはじめとして、5 cmおきに30cmまで比較し、グラフ化したものでございます。12年度から13年度にかけて単価算定の方針が変わりました。12年度ではヒノキの単価はスギの単価を基準に設定していました。林齢40年における比準率を 220%と定め、これに基づき均等に増加していました。また 1 ha当たりの立木本数はヒノキとスギは同じ本数で設定していましたが、13年度の単価改正は、ヒノキにおいてはスギを基準に考えるのではなく、ヒノキはヒノキ独自の資料収集を行い単価決定されました。これによりまして 1 ha当たりの立木本数が増えたため、1 本単価が大きく減額されております。14年度以降16年度までは、胸高直径 5 cm、10cm、15cmの単価においてはほぼ横ばいとなっております。

また、17年度単価改正においては評価額の見直しと、伐期齢の見直しが行われまして、これにより胸高直径20cmのヒノキとヒギの単価が全体的に上昇しました。20年度単価改正においては、ヒノキの単価がスギの単価を上回っております。以上、簡単ですが、資料の説明を終わります。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

ということは、見直されたんですか、どうですか、その辺の答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この表等が示すように、20年度見直しされたということでもあります。そのように受け止めております。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

ということはね、これはこの意見書を出す経緯ですけども、これ18年の3月に私一般質問いたしましたね。町長もよくご存じだと思いますけども、これは高速道路が始まる以前ですよ。中日本高速もまだ用地交渉に入っていない時期に、当然この価格表、それで私はこのグラフに関係あるんですけど、この13年の、さきほど課長ちょっと説明されましたけれども、

この急激な落ち込み、この原因は今言われたんかな。言ってない、言いました。結局あれですよね、スギとヒノキの出し方が違ったということでしょう。

それまでは、私ずっと今までスギとヒノキの評価というのは、平成4年ぐらいからずっと価格表持ってまして、途中抜けてますけども、それまではね、ヒノキの価格というのは、スギの約2.2倍の価格の設定、現実にそうですけども、今でも市場価格、木材市場での取引については、スギで立米単価1万5,000円なら、少なくとも3万円、4万円する。それ当たり前の話です。それを思っていましたけども、これ見た瞬間ね、いかなもんだと思ったわけですよ。

ですから、そこで18年の3月にね、町長にお願いし、特にこの地域は尾鷲ヒノキの生産地ですね。優良材をつくる、意見書の中にもありましたようにね、その地域の林業全く、林業形態全く反映していないような標準書のつくり方、この標準書というのは全国ではなしに、東海5県なんですよ。長野、岐阜、静岡、愛知、三重、その辺の標準価格を当てはめて、公共事業の補償単価に当てようというのが、土台無理なもんなんですよ。ですから、そこで地域性を持ってね、これ18年の3月議会での一般質問での町長のお答えありますよ。「この地域に見合った方法を尾鷲市長ともどもに呼びかけ、三重県知事に要望していく」これ18年の3月で、まだ補償単価出ていない段階なんですよ。一般の人にね、公表されていない段階で私は要望しました。それが、9月になって財産処分が出ました。そこでの答弁、町長ね「要望活動はしておりませんが、今後いたします」遅いんですよ。すでにね。

ということはね、町長がいかにかこの地域の地場産業をね、一番大事な約88%が山林ですよ、その主たる地場産業をいかにとらえているかということが、よく読み取れたわけです。そういうところでね6月、これ常任委員会委員長の提案で意見書を出すということが、採択いただきまして、そしてまた議員全員の賛同を得まして、意見書を出したわけです。その結果がやっとこれ20年度の価格に反映されたのかな、もう少しね早い取り組みをしていれば、この表見ればわかるじゃないですか、この赤くなっている部分は全部評価低いんですよ。ヒノキのほうが。今年度になって皆ね、黒くなったじゃないですか。この辺の取り組みをなぜ先にしていただかなかったということ、ちょっと答弁お願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

文書ではしておりませんでしたけれども、国交省紀勢国道事務所、あるいは国会議員、そ

れから県庁の農林水産、農水商工部に出向いてですね、口頭では行っております。あれ以後ね。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

要望活動はされなかったと言ったら、私の言い過ぎであって、当然されているのはよくわかっております。

それでね、そのあとでまた出たのがね20年、意見書出したにもかかわらずですよ、20年3月7日、補正予算のときにね、今年度の。意見書を、議会が決めた意見書を国、県に提出しているにもかかわらず、それを無視してですよ契約したということ、全く議会軽視も甚だしいわけですよ。それでこの意見書にしてもね、議会が主体になってやっておるんですよ。本来は産業振興課、町長部局でやるのが当たり前の話じゃないですか。その辺いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味もよくわかりますけれども、この高速道路全体から考えていきますと、つまり東紀州全体ですね、高速道路の建設促進を要望しているわけでありまして。そんな中で、議会はいろいろと単価についても要望して出しておられますけれども、行政といたしましては、それも含みながらですね、行動でその前向きさを示していくのがあるべきものではないかと、そのように考えておりました。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

町長もいろいろご苦労されました。ただね、これ意見書が反映されたというのは、これ高々2万人の小さな町の意見書の1つがですよ、これぐらいね、また国土交通省の内部機関である用体連に対して、ただ彼らはあれ認めませんよ。人から意見もらったから私たちが見直したんじゃないしに、自分たちが自主的に見直したというのが当たり前じゃないですか。人にね注意されて見直すんじゃないしに、自主的に見直したというのが当たりの話であって、だから回答がなかったんじゃないしに、それはどっかに表れるかということが、やっぱり回答の1つですよ。

それで、これやっぱり意見書ともども、やっぱり一番初めに入ったのが中日本高速での田山地区での用地買収において、この物件補償に関してね、当然、彼らはやっぱり育林の苦勞を皆知っているわけですよ。スギとヒノキ、いかに違うか。その中でね、すごく大きな声出していたわけですよ。ですから、それがやっぱりこう実を結んだものだと思います。

ただ、私は当初から言ってますけど、価格についてはどうのこうの言ってないわけですよ。スギとヒノキの評価のことを問題にしたわけですね、その辺はよくご理解願いたいと思います。

それでまた、この中でもう1つちょっと伺うのは、あとこれスギとヒノキはある程度の意見書の目的とした部分はかないましたけども、広葉樹について20年度でね、広葉樹についての基準というのがどのように示されましたか、お伺いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

広葉樹につきましては、ちょっと変化がございますけれども、担当課長に説明いたさせます。

川端龍雄議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

お答えします。天然生林の補助につきましては、取得補償はなくなりました。天然生林といますのはご存じだと思いますが、針葉樹、広葉樹等でございます。また雑木につきましても補償の対象外となっております。以上です。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

ちょっとおかしいんじゃないですか。これ不思議に思いませんか、お伺いいたします。
ないというのは不思議じゃないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

実際ですね、広葉樹等の取得補償に記入されていないということは、議員がおっしゃると

おり不思議な現象であると、これはちょっと理解し難い現象であると、そのように思っています。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

今後、公共事業やるのにね、あれじゃないですか。当然林縁木というのが大体が広葉樹が多いわけですよね。広葉樹には価値の高い木がいっぱいありますよ。広葉樹の中にはね、クリ、カシ、それからウバメガシ、ケヤキ、クヌギ、クスノキ、この中で重要なんですよ。ものすごくて。それがなくなるということに対して、もう少し異議を申し立ててね、そうじゃないと公共事業進みませんし、それで特にあれじゃないですか、ケヤキというのは、まだ11月、12月ですか、長楽寺のね鐘楼、あそこの落慶ありましたけれども、やはり4本の柱、もう10年以上乾燥させた立派なケヤキ、特殊なもんですよね。仮にその辺にあってもですよ、補償できないんですよ、単価がないとういことは。これ行き詰まりますよ。

ですから、その辺のことをよく考えないと、これはもう強く、それこそ復活さすように要望しないといけない。それでなおね、広葉樹についてはですよ、今あるじゃないですか。どの地区においても針葉樹が目敵にされて、広葉樹の植栽をやっておるじゃないですか、特に水産関係の人たちも山に木を植える、落葉樹がいい、育ったわや価格はないわや、とんでもない話ですよ。木というのは適所適材がありましてね、海岸縁にウバメガシがあって、ウバメガシがなんでいいかと言うと、やせたところで育てるから年輪がしまっていて、備長炭にしていい音がする。これがないと備長炭できないわけですよ。だから、その辺の価値をもう少ししっかりつかんで、国交省へ物申すなりね、しないと、これ全く公共事業止まってしまいますよ。それはその辺でね。

そしてまたね、今回見直されたことによって、ちょっと質問書に書いたんですけども、仮にですよ、18年のときにね、本格的に見直しがあればですよ、単価は下がってます。前よりもね、市場価格下がったというから。けどもそれを20年度単価入れてね、スギとヒノキ計算しますとね、私計算しましてね、全部であれですよ、立木補償、田山地区ほかで、約3,500万円ぐらいの立木補償ありました。その中で120万円ほど増額になるんですよ。単価が下がっている中でも増額になるということはね、だからいかに早くしなかったか。

当然、この全部あれなんですよ。伐期未到達の木を皆伐ってしまったんですよ。伐期というのは大体50年から60年で、それら胸高直径23cm以上じゃないと、今は普通に使う4寸角

というのがとれないわけですね。それ以下の木が大半だったわけですよ。だからこの表の中でも一番単価的に見直した部分にあるわけですよ。ですから、もう少し早いうちにしていたきたかった

もう1つはね、国交省の役目ということで、やはり国民の生命財産を守るのが第一の役目なんです。ちょっと国交省の使命と目標と仕事というのがありましてね、その中に5つぐらいございます。国交省の使命、人々の生き生きとした暮らしと、それを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様性のある地域を実現するためのハード、ソフトの基盤を形成する。地域性これを全く無視するようなことをやっている。

それで、国交省の行政の5つの目標として、自立した個人の生き生きとした暮らしの実現、競争力のある経済社会の維持発展、安全の確保、美しく良好な環境保全と創造、多様性のある地域の形成、多様性のある、この辺は大事にしないといけない、一番ね。そして美しく環境保全、水源、土砂災害、炭酸ガスの問題がCO₂ですね。これ今はもう世界的な問題になります。当然、炭酸ガスは出さないか、吸収源を求めなければいけないですよ。炭酸ガスを固定できるのは光合成する以外ないんですよ。ですから、今後ともね、山の必要性というのは森林の必要性というのは十分に認識していただかんと、今のように安い価格での取り引きなんかというのは、とんでもない話でありますよね。

それで、また多様性のある地域の形成、これはやっぱり多様性、この地域はレク都市でやっぱり一番初めにね、国の事業として一番大きな事業取り組んでいます。それで熊野古道、これを皆結べるようなことをやるのが、国交省の使命であると思います。

あとね、縦割りから総合性へという意味があるのです。今の組織、縦割りが多過ぎますよね。それで地方自治体というのは、やっぱり国の機関の出先機関みたいなもんです。下請けみたいなどころがあるじゃないですか。その辺の役割、使命を果たすために、町長やっぱりね町民の不利益にならないようなことを行わなければいけないのじゃないかと思います。

そのようなところでね、国交省には今後ともいろいろな高速道路の関係で、物申さんならんと思いますけども、当然、国交省は我々町民を守る必要があるわけですよ。だからそれこそ経済的に裕福じゃないところに対してはね、それなりの援助をちゃんとするのが国交省の役目です。ですから、国交省には無理難題申し上げてもいいと思います。皆さん国民ですから、そのような気持ちの取り組みで向かってください。いかがですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が、今申し述べていただきましたことは、もっともなことであると思っています。この単価が記入されていないことにつきましては、よく実態を調べてですね、対応し、要望を
してまいりたいと考えております。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

要望だけでなしにね、もうすぐにこれとりかからんと、見直しをしないと事業進みません
よ。どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

できるだけ早く対応したいと思います。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東清剛議員

そのようにお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

以上です。

川端龍雄議長

これで、東清剛君の質問を終わります。

次に、6番 北村博司君の発言を許します。

6番 北村博司議員

議長のお許しをいただきましたので、事前に通告を申し上げました一般質問を申し上げま
す。テーマとしては1件だけあります。

近畿自動車道紀勢線の延伸、年明けてすぐ2月7日に、紀勢大内山インターチェンジまで
開通いたします。次いで紀伊長島インターチェンジまでが24年度、つまり25年の春先あたり
でしょうか、これが予定されております。新直轄区間は目標という言葉を使っているのは、
実はこの予定と目標には大きな違いがあるそうです。行政的に言いますと。

予定というのは、そのときまでに開通させなきゃいけない。目標は、あくまでも目標とい
うこの違いがあります。そういうことを前提にしてお尋ねを申し上げたいと思います。

まず、本町区間、本町内、尾鷲市内も含めてですね、用地取得の状況とか工事の進捗状況についての報告をいただきたいと思います。これについては資料をすでにご提出願っておりますが、これに基づいて詳細にご説明をいただきたいと思います。

次に、受け皿づくりということが、本議会でも度々何人かの議員からご発言がございましたので、それを受けて検討委員会が設置されておりますので、これの検討状況と答申が出ておりましたら、ご説明をいただきたいと思います。

あわせて、民間がどのような対応を、この延伸に向けて対応しているのか、あるいは高速道路延伸に伴うメリット、デメリットの比較対象、短期・中期・長期、それぞれの見通しと対応について、あわせて本町は旧町時代からすでに40年近く、昭和45年ですから、すでに38年にも及びます熊野灘大規模緑地、正式には大規模緑地と言いますが、一般的にはレクリエーション都市公園の兼ね合いですね、それへの効果と整合性について、あんまりこれ議論されておきませんので、この検討委員会でも、どうもレク都市にどういう効果があるのか、どういう希望があるのかという議論はなされておきません。あわせてそのお考えをお聞きしたいと思います。

それから3つ目に、検討委員会、私、実は傍聴させていただきましたけれども、議論の多くはですね、紀伊長島インターチェンジから車を下りてもらって、国道42号、既成の道路ですね、あるいは260号に向かって、既成の商店街なり、そういう地元の産業の中を通過していただくことが最大の効果があるのではないかと、主張が大変多かったと思います。その辺の具体的な方策を行政としてのお考えをお示しいただきたいと思います。

最後に、尾鷲市・熊野市、あるいは北側の大紀町・大台町もそうですけれども、この延伸に向けての受け皿づくりを当然やっておると思います。その辺についての情報をお示しいただきたいと思います。これはすでに南三重という言い方をされておきまして、大台町から南、紀宝町までの間が南三重だと、すでに県あたりでは東紀州の振興という言葉はあまり使わずに、今度は南三重という言い方をしているわけですね。これは連携強化という意味と含めて、今度は都市間競争の時代に入りますね。将来的にはどの地域が勝っていくかという、連携とともに競争の時代に入ると思います。その辺について他の市町の取り組みの状況についての情報をお示しいただきたいと思います。以後、関連質問は自席から行います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員のご質問にお答えいたします。近畿自動車道紀勢線の進捗状況についてのご質問に、お答えいたします。

現在、順調に進んでいると伺っておりますが、詳細につきましては、建設課長より報告いたさせます。

次に、受け皿づくりの検討結果であります。受け皿づくりの1つと考えられます。三浦休憩施設につきましては、国土交通省において整備が予定されております駐車場、トイレ、道路情報施設に付帯して、町の活性化のために何を整備すべきかについて各種団体や地元の方々にお願いし、検討を重ねていただきました。現在、報告書の最終調整を行っていただいております。今月中に検討結果の報告がいただけるとお聞きしております。この報告書を十分尊重させていただき、今後の整備方針を定めてまいりたいと考えております。

また、民間の対応状況であります。商工会の商業部会におきましても、受け皿となる高速道路の休憩施設、販売施設等についての勉強会を行っているとお聞きしており、今後とも情報の共有を図りつつ、受け皿等の整備等につきましてご協力をお願いしているところであります。

次に、レク都市計画への効果と整合性についてであります。高速道路が延伸されますと、都市圏域との大幅な時間短縮がはかられ、人、物、情報の移動が活発となり、地域の経済が活性化するものと大いに期待をいたしております。

また、レク都市熊野灘臨海公園基本計画により整備が進められております。片上、城ノ浜、三浦、大白地区に高速道路利用者を誘導することにより、レク都市事業の真の効果が発揮されるものと確信いたしておりますので、受け皿となるレク都市熊野灘臨海公園の整備や、これらの地区に誘導する拠点づくり等に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、紀伊長島インターチェンジからの町内への誘導についてであります。高速道路来訪者に紀伊長島インターチェンジ、これまだ仮称でございますけれども、そのチェンジから下りていただき、国道42号、国道260号を活用して町内に導入するのがベストではないかとの議員のご意見でございますが、私も、紀北町、東紀州の玄関口としての優位性を生かして町内に高速道路利用者を誘導し、世界遺産熊野古道や町内の歴史、文化、芸術、食、自然体験等を満喫していただける、町内環境の整備の充実を図ることが重要であると考えております。

しかしながら、現時点では、具体的にどこから、どのようにして町内へ誘導するのが最良なのか等につきまして、明確な案はございませんが、高速道路からのアクセス道路等は、順

次整備されることになっておりますし、町内の観光まちづくりや、観光産業の育成等は、昨年作成いたしました、紀北町観光振興プランに基づき各施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、尾鷲市・熊野市それぞれの受け皿づくりの状況等についてであります。尾鷲市には熊野古道センターが整備されており、熊野市には、紀南中核的交流施設が来年7月にオープンする予定であります。

この2つの施設は、東紀州の中核的な観光交流施設となることは間違いないと考えられます。また、尾鷲市では国道42号沿いに道の駅の整備等を考えておられるようで、地元新聞でも報道されたところでありますし、熊野市におきましても、既存の道の駅を含め、受け皿施設について検討されているようであります。

このようなことを鑑みた場合、各市町は、高速道路利用者を誘導し、観光交流による地域経済の活性化等を模索しているものであり、各市町の受け皿施設の整備や内容において十分競合が考えられますことから、大台町以南の自治体等で組織する、南三重地域活性化事業推進協議会等で綿密な連携を図っていききたいと考えております。

また、紀北町においては、ほかにはない魅力的な町づくりを目指し、高速道路が延伸されたときに、大勢の来訪者に町内へ下りていただき、喜んで帰っていただけるような環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。以上です。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

町長より指名がありましたので、私から近畿自動車道紀勢線の用地の取得、また工事の進捗状況についてご報告いたします。

議員のお求めにより、提出いたしましたお手元の、この資料に基づき説明させていただきます。この資料は、事業主体であります各国土交通省、中日本高速、また三重県からの提供により作成いたしましたもので、平成20年11月末現在のものがございます。

まず、1ページで説明させていただきます。まず、中日本高速道路株式会社、松阪工事事務所が担当しております、紀伊長島インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジ間の10.3kmでございますけれども、用地進捗率は面積比率としては約90%でございます。また、工事につきましては、現在、橋梁上部工の一部を除く、すべての工事が発注されていまして、工事の発注率といたしましては約100%でございます。

次に、国土交通省、紀勢国道事務所が担当の、新直轄事業区間の尾鷲北インターチェンジから紀伊長島インターチェンジ間の21.2kmでございます。用地進捗率は面積比率としては約82%でございます。また、工事につきましては、現在まで34件の工事が発注されていまして、工事の発注率といたしましては約60%でございます。

次に、三重県、尾鷲建設事務所所管の、紀伊長島インター線の1.1kmについてでございますが、用地進捗率は面積比率としては約22%でございます。工事につきましては、平成20年度で、一部予算措置をしてございますが、補償物件の移転が遅れていることから、現在の工事発注率は0%でございます。

その他、2ページ以降の資料につきましては、中日本高速道路株式会社、及び国土交通省から提供されました、11月末現在の進捗状況等写真でございます。以上でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

順を追ってお尋ねいたしたいと思います。

まず、用地取得進捗状況なんですが、町長は冒頭に順調にということでしたが、この資料のですね、おおむね90%前後、82%ですか、用地取得が。ところがこれ数字を見るとですね、馬瀬の地区とか、非常に広大な面積なんで199㎡、これは19万9,000㎡か、約20ha、これ広いところが進捗率が高いんで、数字としてこうなってますが、紀伊長島インターチェンジの地域が9%と、非常に遅れていますね。これは24年度中に開通が予定されている地区ですが、この順調なんですか、これで。想定内なんですか、今の状況でですね、用地取得が9%、1割も取得できてない。原因はなんですか。

それで、これは町長はさきほど順調と言われたけれども、24年度の開通に、開通がいいか悪いかは別問題ですよ。国も県も町も掲げている24年度開通の予定にこれでいいのかどうか、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この紀伊長島インターチェンジにつきましては、いろいろ事情があると思います。しかし、私は順調と言うたのは、工事発注率等平均的にですね、進捗しているという意味でありまして、特殊事情はそれは、事情のことについてはですね、担当課が一番よく知っているので説

明いたさせますが、このことは9%しかいってないんで、用地進捗はね。その辺については説明します。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。紀伊長島インター付近のですね、用地につきましても、議員が今言われましたように、若干遅れている部分がございます。ただ、全体的に見ましてですね、さきほどの資料の説明によりますと、用地面積比率ということで説明させていただきました。国土交通省から聞いておりますのはですね、地権者の数としてはおおむね8割を超えているということでございます。

したがって、多くですね面積を持ってみえる方が、この付近にみえるということでございますので、地権者の数としてはおおむね8割を超えているという状況でございます。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

何かあんまり詳しくは答えにくい面があるような口ぶりですんで、これはこれまでにしておきます。

ただ、私は事前に懸念しておったのは、出垣内地区なんですね。新興住宅街で大変新しく建てた家が多い、大変事前の説明会、計画説明会でも大変厳しい議論、私傍聴してましたけどあったんで、かなり難航するのではないかなと思ったんですが、用地面積率では83%を超えているというのは、ある意味では私はこう簡単にいかないんじゃないかと思っていたものですから、この件はその辺で終わります。

次に、受け皿づくりの状況ですが、1つお尋ねいたしたいんですが、町長は先般、私が一般質問を申し上げたときに、奥伊勢パーキングエリア、PA、でも宣伝するのだとおっしゃってましたけども、来年2月5日に仮オープンします。それについての情報を皆さんにお伝えください。どうやって、事業主体がどうなって、何をどうするんかという、当然情報を持っているはずですから、お答えいただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が今言われた来年2月5日ですね、奥伊勢のPAが開業するという事は、間違いありません。そのように得ております。内容がどこまで進捗し、その詳細については、課長のほうがより正確に知ってますので、答弁させます。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

大台のサービスエリア、休憩施設パーキングエリアについて、私の存じている範囲内で説明をさせていただきます。大台のパーキングエリアは、奥伊勢パーキングエリアということになると聞いておりました、その運営につきましては、大台町及び大紀町で出資された第三セクターにより、維持管理をしていくということをお聞いております。

建設につきましては、中日本高速道路株式会社が建設され、そのあとお借りして営業をやるというようなことも聞いております。中につきましては物販施設、食堂、情報施設等を含めてやるということですが、高速道路開通の時点では物販施設の一部は営業したいという目標でやっておると、ただ、全体につきましては来年に入ってしまうんじゃないかという情報をお聞きしております。以上でございます。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

年明けですすぐです、三セクは。1月の上旬です。上旬ということはもう正月明けです。それで当初予定されております資本金が6,800万円、うち3,800万円が開業資金です。企画課長もちょっと述べられましたけども、物販をやりません。ですから仮オープンなんです。いや、飲食はやりません。一番儲かると言われる飲食は当面はやりません。様子見るそうです。つまり実際の交通量がどうなのかということ。

それでね、これね重要なことなんです、南三重全体の情報発信基地、アンテナショップだとこの第三セクターの設立準備側は言っておるんですが、これ陳情する際に東紀州のどなたか同行されたでしょう、中日本高速へ。どなたですか、どういう意味で行かれました。どなたが行かれたんですか。大台、大紀の両町長だけやなしに、この東紀州のどなたか首長は同行されたように聞いてますが、どなたですか。どういう趣旨で陳情されたんですか、お聞きしたい思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことについては、私はちょっと存じあげておりませんので、課長がある程度のことは情報を持っていると思うんで、答えさせます。

川端龍雄議長

中場企画課長。

中場幹企画課長

お答えをさせていただきます。中日本高速へ大台のパーキングエリアの要望に行かせていただき、紀北町から随行していったのが私でございます。町長等所用がございましたので、大台町長、大紀町長含め、さきほど申し上げました南三重全部の市町村が対象ということで、要望に行かさせていただきました。私が町長の代理で紀北町からは行かせていただきました。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

そういう取り組みをやってられるんならですね、首長も行かれたんでしょう。その中に何人か、1人か2人か知りませんが、入っているはずですよ。東紀州を代表する形で。ということは、この南三重の奥伊勢のPAは、東紀州も一緒にという意味にならないんですか。出資求められてます。私は把握している限りでは2つの町が3,000万円ずつ、あとは1株5万円で商工会とか、そういう産業団体とかですね、そういうところが出資するようですが、来月上旬の開設置なら、要請がきておるでしょう。陳情に行ってお金出さんというわけにもいかんでしょう。ちょっと具体的にどんな話し合いされています。陳情に行った、同行した以上は責任ありますよ。あんまりこれは突っ込みたくない。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはね、まず出資の話は聞いておるかということをお聞きになりましたけど、私のところへは届いてません。その話はまだです。いやいやあなたのほうは情報入るか知らんけども、私は直接聞いてません。

それから、これはね南三重で総合的に検討しようという、そういう気運はあります。です

から、各自治体が同行したものであろうと思います。というのはですね、南三重7市町ありますけれども、対外的には南三重の全体的なアピールのほうが、より効果的ではないかという考え方です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

飲食は7月下旬に一応機能は付けて、本格営業ということになってます。

21年度になるか、ですから赤字予想ですね。大変損益分岐点は年商1億1,500万円ぐらいのラインを考えているようですが、これはなぜ私がそれを言っているかという、当初はあそこは民間のそういう飲食、物販の企業を要請していたんですけども、応じるところがなかったみたいで、第三セクター、実際は第三セクターでやらざるを得ないことになったんじゃないかという、私はこれ私の推測です。

で、ひるがえって今、三浦の休憩施設の部分を検討されているということで、その状況を見てですね、この三浦の検討については町長はどういうお考えをお持ちですか。先行してるところがそんな状況なんです。いいがでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

三浦の休憩施設につきましてはですね、いろいろと民間の皆様方、検討委員会の皆様方のご意見を拝聴したうえでですね、一番ベターなやり方とを考えておりますけれども、第三セクターというのは今のところ、現在の時点では私の頭の中には入っておりません。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

第三セクターについては紀北町が、いわば先行的にやって、大体失敗しておるんです。大体失敗している。一番大がかりにやった、資本金4億円という、そこそこの資本企業であった紀伊長島レク都市開発が破綻しましたね。それで90%減資で、つまり紙切れ、残り、つまり1割の評価しかなくなった。減資ということはそういうことです。

それで今、鳥羽の企業に買っていただいてやっていますね。それからご承知やと思いますが、レストランマンボウ、今のマンボウの前の形ですね。これも莫大な赤字を出して名鉄に肩代

わりしてもらって解体しましたね。それから海山物産もやっと赤字、累積赤字を脱却しましたけれども、配当できる状況ではないですね。

第三セクターでもの売ったり、もの食べさせたりするサービス業は、私は無理だと思いますが、いかがですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

全体的に第三セクターはすべて駄目ということではなくてですね、ケースバイケースであらうかと思いますが、要は民間企業の厳しさを持つことが大事だと思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

私は全部駄目と言っているわけではないですよ。土佐清水市の報告聞いておるでしょう。土佐食という宗田鰹の残りもので、端っこでキャットフードをつくってアメリカに輸出して大成功していますね。125人も雇用しているって、これは企画課長か産業振興課か、どっから報告を受けておるはず。そういう成功例もあるんです。

それは土地に、自分たちのもっている、言わば今まで無駄に処理しておったものを利用して成功しておるんですよ。サービス業は務まるわけがない、お役人に。それはともかくとして、この検討会で私は傍聴していた限りですね、これは11月25日、随分報告書まとめるのに時間かかっているように思うんですがね、どういうわけかよくわかりませんが、私の一般質問が終わってから、まさか報告書をとっておるんじゃないですかね。

そのときの発言を私はメモっておりますが、委員さんの。物販はですね、座長自体がなかなか無理だというのが現実という発言されたし、これまでにほとんどの方が採算が取れないとの指摘をされて、公費を注ぎ込むことに問題があるという厳しい指摘、その場でも言っておられました。そういうことでかなり用意されていた検討案が手直しされて、今その手直しの状況なんだろうが、可能性を探るといって程度に落ち着くみたいです。

それで、一方ですね、ほとんどの委員さんが強く主張されたのは、私がさきほど言った紀伊長島インターで海が唯一見える場所、この紀勢高速道で唯一海が見えるインターチェンジで下ろして42号線を回すべきだ。こういう表現が当時はされていましたね。インター周辺に、紀伊長島インターですね、物販と情報発信機能の持った複合施設を検討すべきであると

というような、議論はされてました。最終的にどういう形で答申ができるのか、私は知りませんが、私もいいけどもね。

そのもう1つは、三浦はじゃどういう使い方するかというのは、東紀州全域の防災拠点となるように整備すべきだという意見が大分強く出てましたですね。この辺について、まだ答申はお手元にないにしても、こういう、私は聞いていたんですから、その答申案をとりまとめる会議を、町長どうお感じになりますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

北村議員の情報収集力は大変なもんだと思っておりますんで、そのままに今、発せられたご発言のもとに申し上げるのは筋ですけども、正式にですね、結論というか意見をいただいて考えたいと思いますが、いろいろ民間の方々も心配してくれておってですね、町が失敗しないようにという基本的な気持ちを持ってらっしゃるんで、非常に有り難いと思っております。

ですから、三浦休憩所について、町に公費負担ができるだけ少ないようにということも、これは基本として考えなくてはいけない。それからもう1つ、紀伊長島インターチェンジ周辺ですか、周辺という考え方もいささか耳に入ってまいっておりますけれども、いろいろの考え方があってですね、調査したり、いろいろ検討するのが、まずあるべきかなと、そのように考えております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

答申案が出る前にあんまり町長の考え言ってしまうと、座長がお怒りになるかもわかりませんから、それぐらいにしておきます。

中日本高速、通称ネクスコが出している今回の2月7日に開通する紀勢大内山インターの開通に向けた資料は持ってますか、町側は。持っているか持っていないかだけ先にお答えください。こういったものですが。それで、これにどれだけ地元が、紀北町の意見が反映されているのか、お聞かせいただきたい。持っているのだったらお答えいただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これは今、見るだけでなかなか即答することは難しいと思いますけれども、2月7日供用開始ですね。このことについて意見というか、早くやっていただいたなと感謝の気持ちが大きいです。

6番 北村博司議員

いやいやそうじゃないです。私はこの資料に書かれている内容に、紀北町の意見が反映されておるのかどうかとお聞きしているんです。事前に意見聴取されているかどうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはね、具体的に意見ということは申し上げていない。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

いや、驚くようなことが書いてありますよ。例えばですね、開通による効果、意味合いですね。東紀州地域の産業を支援します。それはいいですわ。紀北町の主産業であるカツオ、魚のね、特にカツオが何にもここに触れられていない。三木の浦ばかりやね。それで一方で地域の声としてですね、紀勢大内山ICから2分ぐらいの場所に、民間の土地を利用して電子製品製造業が新しく立地することが決まりましたと、何のことですか、これ教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

おそらく町内にある業者が高速道路に用地にかかりますんで、そっからそのことで移転する適地がそこであったということだと思っております。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

オームズさんのことですね。もうすでに用地をですね、町がインターチェンジ、紀勢大内山インターチェンジから下りたすぐ近くに、町は民間の土地を買収して、それを企業に売る

と、その中で町が2,500万円の町費を持ち出しになるんですよ、差額が。こういうのがもう今、今日から開かれておる大紀町の議会で予算と財産の取得並びに処分の議案が出てます。今日出てます。これは大紀町にとっては大変結構なことかも知れませんが、紀北町にとって高速道路開通の効果ですか。お考えお聞きしたい。

よろしいですか、税金が600万円から700万円という、向こうでは説明していますよ。年間600万円から700万円の税金がなくなるんでしょう。高速道路の開通する結果がこれプラスなんですか、当町にとって。私は当町の議員ですからお聞きしておるんです。お聞かせいただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この件につきましては、我々が町内の適地を探していただけるように、いろいろと斡旋努力を、

6番 北村博司議員

端的に言ってください。プラスかマイナスか。

奥山始郎町長

マイナスです。それでよろしいか。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

次に7の1、東紀州地域の観光を支援しますという、この中に中部や関西からこんなに来ますよと、ダイビングリゾート道瀬、まだやっているんですか。

それから、赤羽のどこの店でカツオの茶漬けを販売しているんですか、私は不問にして知りませんが、私は情報力がないんやろね、赤羽のどこですか、具体的にお店の名前聞かせてください。どこにカツオの茶漬け食べさせてるんですか、紀北町の名物として書かれていますよ。どこですか、お聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

申し訳ない、それは存じてはおりません。

川端龍雄議長

北村博司君。

6 番 北村博司議員

ダイビングリゾートはとっくの昔に、道瀬漁協が解散して実際に閉鎖しておる。カツオの茶漬け赤羽で食わしておるわけがない。もう、でたらめ極まる資料がずっとこれ効果として上げられておるんですよ。これを見ても押して知るべしですわ。生活圏が拡大しますって、皆、中北勢へ一本道ですよ。これはストロー現象を奨励しておるようなパンフレットですよ。私はこれを山本課長がお持ちなら、なぜこんな重大なことを気づいているはずですよ。理事者に報告して、これに対応を考えるべきやと思います。町長は知らなんだ、知らなんだで終わっていくんでしょ、困ったもんですがね。

それからですね、尾鷲市、熊野市の受け皿づくり、私は古道センターは拠点にならないと思いますよ。中身よくご存じのはず、あそこは集客交流施設ではありません。中途半端です。ですから、私はそれを恐れることはないと思いますが、一番、多分強敵になる、ライバルなのはこれです。企画課長、観光課長持ってますか、このずっと持っておって00から今02まで出ています。熊野倶楽部、リゾート熊野倶楽部、私何度も行って話を聞いてきましたけども、これは多分大変な集客効果を出すと思います。県が大変新しい方式で東紀州対策強化がですね、初期投資の30億円は、大阪の専門のプロの業者が現在やっておるわけですが、それへ30億円を自分とこで借り入れて、今工事やってます。大規模な工事です。そのあと金利を県や熊野市や紀宝町か、御浜町が応分の負担をしてやることになっているんですが、これは副町長のほうが詳しいかな。

私はこれは紀伊長島、海山両方にまたがるレク都市の最大のライバルだと私は認識しています。現場を見る限り。それと観光資源の質と量が違います。大変残念ながら紀北町には紀南にあるような歴史的な観光資源はありません、あれほどの。大変魅力的です。これは町長は全体でお答えいただいて、副町長は多分、ここへ行く流れが知っていると思いますんで、当然知っておるはずですね。幸せプランにも大きく、県民幸せプランにも真っ先に掲げられてありますんで、詳しいと思いますんで、2人のご答弁いただきたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員が熊野中核交流施設について、大変な情報を持ってらっしゃると、私もあなたほどで

はないけども、30億円投入して中核交流の拠点にしていくということで、私としてはこれは東紀州全体としてプラスになるだろうと思っております。それは各市町がですね、競合する部分がいっぱいあります。それだからすべて努力して切磋琢磨してですね、お互いにこの地域の観光資源等、あるいは技術を磨いていくことがいいと思ってますし、紀北町は紀北町でこの地に合った観光の開発、観光を努力していくべきであると、そのように考えています。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

熊野の交流施設につきましては、詳細なことは私ちょっと存じておりませんが、もともと発想がですね、紀南地域、熊野とこの紀北、それぞれに拠点施設をつくろうということで、紀北につきましては尾鷲の古道センター、そして紀南につきましては熊野の交流施設ということでございます。

議員ご指摘のようにですね、あそこかなりの宿泊する施設がございますので、お客様はかなりこちらの民宿と競合することになるかと思いますが、多分、熊野の施設につきましては、和歌山のほう、大阪周りから下りてくるお客様、こちらは名古屋から来るお客さんということで、競合する可能性もありますけれども、相乗効果が生れてですね、この紀北にもメリットがあるのではないかというふうに、今のところ思っております。以上です。

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

それではまとめに入りたいと思います。

熊野倶楽部は私は成功する予感をするのは、熊野市がですね、ここ何年来取り組んでいるスポーツ大会、合宿の誘致がですね、19年度で2万1,000泊、泊まった泊数が2万1,000泊、それからこの20年度がまだ途中ですが、1万8,000泊を誘致しておるんですよ。全国的な規模の多いのがソフトボール、野球、サッカー、テニス、そういったものをありとあらゆる、この1つの課を設けてですよ、スポーツ交流課、観光スポーツ交流課で、職員が9人いるんですよ。これだけの力を入れているから、熊野倶楽部が大規模な宿泊体験交流施設ができて、相乗効果上げるんです。ホテルや体験施設つくるだけでは、行政なり民間の観光協会なり、そういったところが、行政もこういうもの取り組まなアカんですよ。やってないですよ、ここほど、熊野市ほど。

一方で、行政の努力があって、それに県が応援して、35億 9,000万円になりますが、金利分も含めて10年間で補っていくわけですから、そのうちの8%は熊野市が負担することになるんです。それだけのお金とエネルギーが注ぎ込んで初めて成功するんです。私は競合結構、ですから、当町の基幹であります観光のレク都市と、この熊野倶楽部が補完し合うような、やっぱり計画の見直しを進めるべきである。ここと同じものやっても負けます。位置は向こうのほうが有利です。関西、奈良、和歌山からも来ますから、名古屋からの一方通行じゃありませんから、私は最後にですね、熊野倶楽部の実態をよくお勉強していただいて、もう7月7日に仮オープンするんです。熊野古道5周年の記念して、旧暦でやっていこうという非常に面白いコンセプトです。何ならあとで差し上げますけどもね、持ってないなら。

当町の観光交流の見直し、あわせてこの熊野倶楽部と補填し合うような、補完し合うようなコンセプトに切り替えていってください。それをお答えいただいて質問終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先ほど来申し上げておりますように、東紀州全体的に集客交流をやっていこうとする、そのような観点から申し上げますと、今議員がおっしゃった補完し合うようにという考え方は、それに決して反するものではない、非常にいい考えだと思っておりますので、今後、多面的に、能動的に頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

川端龍雄議長

紀平副町長。

紀平勉副町長

サービスでということ、一言。地元、私こちらの出身じゃないもんですから、こちらへ来て初めて思ったのはですね、本当に地元の青年部の方とか商工会の方、もう行政よりも地元の方々が今、北村議員おっしゃられたように観光産業熱心に取り組まれています。ですので、行政も遅ればせながらですね、そのような方々と協調し合って、紀北町が発展するように頑張っていきたいと思えます。

川端龍雄議長

これで北村博司君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。11時20分まで。

(午前 10時 59分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 19分)

川端龍雄議長

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

住みよい町づくりをめざして、ご説明をいたします。

本町においては、人口の高齢化は急速に進んでいるところであり、これに適切に対応していかなければならないところであります。

さて、町民が、紀北町に住んでいて良かったと思われるようなまちづくりを目指して、町長には昼夜ご努力をされておられるところでありますが、そのためには、安全・安心の町であり、生活に便利で、しかも何といても町民の皆さんが健康で生きがいを持って暮らしていけるような町ではないかと思えます。

そのような町を目指していくためには、今後、進めていかなければならないことは、山ほどあると思いますが、その中で、いくつかのことについてご質問をいたします。

まず、第1に、地域住民の生活の足を確保していくということであります。

介護保険認定において、要介護2以上等の移動制約者、いわゆる歩行困難の方については、すでに本町においては福祉有償運送事業が実施されており、大きな効果を上げているところであります。

しかしながら、町内にはバス路線から離れた、例えば海山区においては河内地区ですとか、また紀伊長島区においては海野地区など、ほかたくさん地域もそうではありますが、交通空白地域と言われるところにおいては、高齢者等地域住民の皆さんが通院や買い物など、生活の足としての交通手段に困り果てているのが現状でございます。地域住民に対する公共交通を補完するためにも、今、国土交通省が過疎地に認めております過疎地有償運送制度を推進してはどうかと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に2点目として、給食サービス事業についてお聞きをいたします。

本町が今、実施しております給食サービス事業は、調理することが困難な高齢者や障害者の方々の在宅での生活を支えるものであり、給食サービスを利用することによって、少しでも長年住み慣れた我が家での生活を可能にしております。また同時に、日々寂しい暮らしを送っておられる一人暮らしの高齢者や、障害者の方々に声かけや安否の確認などを行っており、まさに一石二鳥の効果を上げている事業であると思っております。

しかしながら、一人暮らしの高齢者が年々増加する中で、利用者は逆に減少しておりますが、その原因は何なのか、また今後の対策等についても、町長はどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に3点目として、災害時要援護者対策をどのように進めておられるのか、お聞きをいたします。各地で毎年のように地震、津波、豪雨など、大規模災害が発生しておりますが、残念ながら、これらの災害による犠牲者の半数以上が高齢者で占めているのが現状でございます。また、東海地震や東南海、南海地震は、いつ起ってもおかしくないと言われております。

本町においては、人口の高齢化は他の市町村より早く、急速に進んでおりますので、このような、いざというとき、自力で避難することができない、いわゆる歩行困難な高齢者や、障害者などの災害時要援護者の方は、町内には少なく見ましても1,000人近くもおられることと、私は推測いたします。

本町においては、このような災害時要援護者から絶対に犠牲者を出さないためにも、常に対象者の把握や、平成18年に国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインをもとにした、要援護者防災支援計画を早急に策定し、支援体制を確立すべきであると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に4点目として、特定健康診査の実施状況について、お聞きをいたします。

生涯を通じ、健康に暮らしていくことはすべての人々の何ものにも替え難い共通の願いであります。さて、本年4月1日に、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されました。こ

れに伴い生活習慣病などの疾病の予防を重視した特定健康診査、及び特定保健指導の実施が、各医療保険者に義務づけられたところであります。本町、国民健康保険においても、この12月末までを期限として、各医療機関において実施中でありますが、現在の実施状況と、今後の対応等についてお聞きをいたします。あとは自席のほうで質問いたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えいたします。

まず、地域住民の生活の足の確保についてであります。ご指摘のとおり、過疎化、少子高齢化が進行する当地域にあって、住民の交通手段の確保は共通のテーマであろうかと思われます。本町においても、とりわけ高齢者の買物、病院への通院など、日常生活のための移動手段の確保については、見逃せない課題であると認識しております。

町では、さきほど議員からのご紹介もありましたが、その対策の1つとして、平成18年4月から、尾鷲市と共同で、尾鷲地区福祉有償運送運営協議会を設置し、承認を受けた6事業所による福祉有償運送を行っております。

ただ、この福祉有償運送は、料金はタクシー運賃の2分の1の範囲内となっておりますが、誰でも利用できるわけではなく、あくまで介護保険の要介護者、要支援者、身体障害者及びその他単独では公共交通機関の利用が困難な人を対象に、町で承認を受けた方だけが利用できる移送サービスとなっております。

福祉有償運送は、対象となる方々にはご活用をいただいておりますが、この制度の対象とならない方々の中にも、近くに商店もなく、移動に不自由をきたしている高齢者の方々が増えてきていると思われれます。

そこで、議員ご提案の過疎地有償運送制度の推進についてであります。この制度は過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域とその他、これに類する地域において、タクシー等の公共交通機関によって住民に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められた場合で、特定非営利活動法人やその他の法人等が実費の範囲内で、営利とは認められない対価によって自家用自動車を使用して当該法人等の会員に対して行う輸送サービスであります。バス、タクシー等の交通事業者との調整が必要なことから、県内での事例はなく、三重県においても調査研究中と聞いております。

町全体の生活交通の確保の観点から、過疎地有償運送制度もその1つの方法として調査研

究をしてまいりたいと考えております。

次に、配食サービスについてであります。この事業は旧海山町は平成9年度から、旧紀伊長島町では平成13年度に開始され、一人暮らしの高齢者で調理が困難な方を対象に、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の安否確認を目的としているものであります。現在の利用者数は64人ですが、議員ご指摘のとおり、ピーク時の136人から比べますと年々減少しているのも事実でございます。

利用者数減少の理由としては、介護保険制度の創設により、ヘルパーの生活援助サービスを受けることができるようになったことが考えられますが、最近、配食サービスをやめられた方に聞き取り調査を行ったところ、食事の内容が口に合わなかったとの回答が最も多く、次に家族の方で食事をつくってくれる介護者の方が出来たこと、また、老人ホームなどの施設に入ることになったとのことでした。

食事の内容につきましては、今年5月にすべての委託業者を集めて、苦情があることを伝え、中身の充実と高齢者向きに咀嚼しやすいよう食材を細かくするよう、改善指導をいたしたところであります。

ただ、すべての方に気に入ってもらえる味付けやメニューの食事を提供するのは困難なこととは思われますが、できるだけ栄養バランスがとれ、多数の方に納得してもらえるような内容の食事を提供できるようにと考えております。

ご指摘のとおり、今後一人暮らしの高齢者で、調理が困難な方や安否確認の必要な方が年々増えることが予想されることから、掘り起こしに努力したいと考えております。

次に、災害時要援護者対策についてであります。議員ご指摘のとおり本町におきましては、いまだ記憶に新しい平成16年の未曾有の豪雨災害、また、いつ起こっても不思議ではないといわれている東海地震、連動して起こる可能性の高い東南海、南海地震のことを考えますと、安全・安心な町づくりを目指すうえで防災対策、とりわけ災害時要援護者への支援対策は、欠かすことのできない重要課題の1つであると認識しております。

現在までの取り組み状況としましては、まず要援護者の把握を行うために、平成19年4月号の広報きほくにより要援護者の登録申請を呼びかけ、また、同時期にあらかじめリストアップした対象者に個人通知を出したところ、初年度の登録者数は、紀伊長島区318名、海山区369名で計687名でありました。

しかし、登録方法としては、個人情報の保護の観点から、対象者が自らの意志で申請する手上げ方式によるものであったため、本来、登録されるべき方が登録されていないこともあ

り、再度、民生委員、自主防災会の協力により、登録の必要がある方には説明を行い、同意を得て、追加登録をした結果、本年12月1日現在で登録者数は、紀伊長島区 347名、海山区 512名で計 859名となっております。

支援の第一歩として、本年度、民生委員が名簿登録者宅を訪問し、登録内容の確認や、どの程度自力での避難が可能であるか等の調査を含め、声かけ、見守りを実施していただき、町防災訓練においても、要援護者の安否確認訓練や搬送訓練を実施しております。

また、地震災害の減災のために有効とされている、家具固定事業も自主防災会や、民生委員の協力により、本年度末には約 380世帯が実施済みとなる予定であり、これも災害時要援護者対策の1つにつながるものと考えております。

議員ご指摘の要援護者防災支援計画の策定につきましては、平成18年3月内閣府から、災害時要援護者の避難支援ガイドラインとして、情報伝達体制の整備、情報の共有、避難支援計画の具体化、避難所における支援等、具体的な避難支援計画策定の必要性について示されております。

現在のところ、本町としましては、危機管理課、福祉保健課の両課において、福祉避難所の設置、運営に関する検討を始めておりますが、全体的な避難支援計画につきましては、まだこれからであります。実効性のある計画にするためには、行政内部はもとより、消防署、消防団、自主防災会、民生委員協議会、自治会連合会等、関係機関、団体の連携が必要不可欠であり、役割分担をしながら、どのように支援体制を構築していくか、今後、関係団体の協力を得て、計画策定の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、特定健康診査の実施状況につきまして、お答えいたします。

現在わが国は、国民皆保険制度に基づく高水準の医療、保険体制を実現して国民の平均寿命は世界最長を達成するに至っております。ただ、急速な少子高齢化の進展の中で、国民医療費が毎年増え続け、その中でも虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病が死亡原因の約7割、医療費の約3分の1を占めています。

そこで、国では医療費の増加傾向を抑制するとともに、将来にわたり国民皆保険制度を持続可能なものにしていくため、平成18年の6月に医療制度改革がなされ、議員ご指摘のようにこの一環として、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、本年4月から医療保険者ごとに40歳から74歳までの年齢層に対し、糖尿病をはじめとする生活習慣病に対し、保健指導に関する専門的な知識、技術を有する、保健師などが行う特定保健指導を実施することが義務付けられました。

この制度は、医療保険者ごとに義務付けられましたことから、紀北町の国民健康保険者として現在、その取り組みを行っているところであります。その取り組み状況につきまして説明いたしますと、特定健康診査におきましては、7月に4,682名の方に受診券を発送させていただき、10月末現在で329名の方が受診され、受信率7%、またこの受診された方の中で、特定保健指導の対象が32名という結果がでております。

現在保健師が、これらの方についての健康指導計画を策定しておりまして、今後、この計画によって健康指導を実施していくことにしております。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

まず、地域住民の生活の足なんですけど、ご答弁ではですね、役場の内部でも検討しておるんですか。そのように私はちょっと聞きましたけども、感謝申し上げたいと思うんですが、地域の住民の方はですね、地域での生活の足に本当に困っておられるという現状であります。したがって、1日も早くね、このような制度を考えていただきたいと思うわけなんです。

それで、私が申しあげました過疎地有償運送事業なんですけども、町長もご存じのようですが、過疎地の自立促進特別措置法ですね、これの指定を受けておるという市町村で、うちは受けておりますのでね、対象市町村になるわけなんですけど、内容につきましては、現在行っておる福祉有償運送事業ですね、あれと言うたら同じような、兄弟のような同じ時期にできておるわけなんですけども、そのようなことで事業形態としてはですね、町が協議会を立ち上げて、それを運営していくと。

そうすると、町の負担というものはね、運営協議会の運営の経費、福祉有償運送でいくと大体30万円、年に30万円ぐらい、そのような費用で済むというようなこと、それからですね、町長も申されておりましたが、NPO法人等が実施することになるわけなんで、NPO法人をですね創設、つくることによって住民の方の雇用の創出ということにもつながるかと思うんですね。それともう1つは、その実費程度の料金でということになっておりますのでね、具体的にはタクシー代の半額程度かなと思うんですが、そのような低廉な額で、そして何といたってもですね、自家用車を使用できることになっておりますね。

そうすると、バス停まで行かなくても、足の悪い方が多いわけなんですけど、自宅で利用できるというような利点もあるかと思うんですね。十分こういうことも含めてですね、町はこの地域住民の方の生活の足の確保にですね、ひとつ早急に取り組んでいただいて、紀北町に

あった制度をつくっていただきたいと思うわけですが、ご答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはさきほども申し上げたように、三重県においても調査、研究中と聞いておりますし、本町におきましてもですね、今、議員からご指摘あったように、まず担当課が協議してですね、協議会に発展させるのか、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

よろしく申し上げます。

次にですね、2点目の給食サービス事業なんですけど、これは一人暮らしの方を中心にですね、調理することが困難な方に対して、バランスのとれた食事を配食して、それで同時にですね、一人暮らしの方が多いわけなんですけど、そのような方のその安否の確認を行っておるということで、大変効果を上げてきた事業であると思っておるわけなんです。

しかし、利用者のほうはですね、町長申されましたように、多いときに比べて半数以下に今なっております。弁当屋さんならですね、やめてきますと連絡があれば、明日からやめてもいいですね。いいと思うんです。しかし、この事業はですね、福祉施策の一環としてやっておるわけなんです。したがってですね、利用するにあたっては、町に申請をしてもらって、中身を十分に審査して、この方は調理することが困難だと認めたとうえで、町が許可をしてですね、初めて給食を開始しておるわけなんです。

したがって、止めるときにはですね、やっぱり実際にこの方がもう身体が回復して、元気になって、自分で食事をつくれるような状態になったかどうか、そこらを担当のほうではですね、是非その訪問をして本人の状態を見たうえで、ああこれは大丈夫やということであれば切ると、廃止するということになろうかと思うんですが、このような対応を実際とっておられるかどうか、福祉の施策の1つなものですからね、是非お願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃるようになりますね、これはただ栄養のバランスの問題だけではなくてですね、

安否確認が非常に大きな意味を持っております。その実態については担当課長に答えさせます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えさせていただきます。これまでですね、そういうやめられた方についてはですね、その止められたときにはですね、直接には聞いてないんですけども、やめられた理由の中でさきほども町長が申しあげましたようにですね、弁当の内容が悪かったということで、そういうようなところを聞いたところですね、ほかにつくってくれる方がいたとか、自分とつくれるようになったとかいうふうなことでありましたのでですね、それはもう元気になったというふうなことを判断いたしました。現在のところは判断いたしております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

そのような状態をね、確認したうえで廃止するよというこを、心がけていただきたいと思うんです。

そしてですね、この事業を有効に使っていただいて、町民のためになってほしいと思うんですが、もう1つですね、この給食サービスをやめたとしても、これまで一時的にあったにしても、調理することが困難であったわけなんですね、この方々はね。したがってですね、やめたあともやっぱり当分はフォローしていかならんのではないかと思うんですね。そのようなことから、福祉保健課にはですね、栄養士もみえるわけですね、栄養士もときどき訪問して、ひもじい生活をしていないか、また、低栄養の食事になっていないか、またバランスはとれている食事を行っているのかどうか、そこら辺を見てですね、問題のところあったら指導していくというようなことも、必要であると思うんですね。そのようなことはどんなんでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在のところは、そこまではいっておりませんが、ご指摘を受けたところで、担当課のほうで検討いたします。そのことについてね。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

本当に元気になってね、給食が必要でなくなったということであればですね、この人数が減ったことは、本当に喜ばしいことであると思うんですね。そうあってほしいと思います。

それで、福祉全体のことなんですが、福祉の対象者といいますとですね、高齢者や障害者や児童やとかですね、母子家庭とか、そういう弱者の方のみを、のみというわけではありませんけども、そういう方を対象としてですね、福祉行政を進めておられるわけですね。したがって、親切で、またその温かみを持ってね、それできめの細かい福祉の業務をやってほしいと、このことが住みよいまちづくりにつながると思うものですから、そのことを要望しておきたいと思います。

それから、3点目の災害時要援護者対策なんですが、巨大地震はですね、いつ起ってもおかしくないと言われておるわけですね。本町はご承知のように海岸部が細長く広いわけですね、したがって、大津波の心配がされるわけなんですありますが、それこそ明日の日に起こるかもわからんわけなんですけども、今の状態であればですね、人的な被害が本当に甚大な被害が出るのではないかと思うんです。そのようなことから、この特に災害時要援護者対策を早いこと手を打たないといけないと思っておるわけなんですけどもね。

過去にですね、昭和19年に東南海地震、津波がありました。そして昭和34年にはチリ地震津波があったわけですね、しかし、そのときには高齢化がまだ全然進んでいなかった。そのようなことで寝たきりの方もほとんどいないという状態じゃなかったかと思うんですが、そのようなことからですね、その当時の被害、人的な被害はほとんどなかったんじゃないかと思うんですが、今はですね高齢化が急激に進んでいる状況ですね。したがって、その当時と今とは、その社会の様子が全然変わってきておると思います。

そのようなことから、早急にですね、支援の方針を立てていただいて、支援の方針となると、さきほどの国の示したガイドラインに基づいたですね、紀北町の支援計画を、まず早いこと立てていただきたいと思うんです。このことについてもご答弁をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がおっしゃったように、国の総務省からのガイドラインを得ております。ですから、これを総合的に行政だけではなくてですね、各種団体とも協力を得ながら、その体制を整えていくのが、できるだけ早くしたいと思います。その辺で努力を続けます。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

早期の策定に努力をしていただきたいと思います。

次に、4点目の特定健康診査について、お聞きしたいわけなんですけど、6月にもですね、このことについてはお聞きしたわけなんですけども、やっぱり体制を整えることが円滑な実施をしていくうえにおいて、必要ではないんかと思うんですね。これまで基本健康診査で老人保健法に基づいた、昨年まではやってきたわけですね。それが法律の改正によって、仕組みが変わっただけなんで、向こうが住民基本診査がなくなって、これに変わったということで、仕事自体は何もそう変わったもんじゃないと思うんですが、これまで保健師のほうでやっておった仕事が、今度は国民健康保険のほうへ変わったわけですね。

この連携が上手いこといくんかどうかですね、現在、実施中ですよ。32名と言われましたか、保健指導の方が出ているということなんですけれども、どんなんでしょうか、円滑にそれが行っているんかどうかね、ちょっとお聞きしたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その実態については、担当課長にお答えさせます。

川端龍雄議長

谷口住民課長。

谷口房夫住民課長

お答えいたします。特定健康診査につきましてはですね、住民課で担当させていただきまして、特定健康指導につきましてはですね、うちのほうから福祉保健課のほうに依頼をして行うということで、役割分担をしてやっております。そのところの連携でございますが、特にご指摘の特定健康指導につきましてはですね、うちのほうと福祉保健課の保健師さんですね、そういったところで、日々研修等についても両方で研修参加させていただいておりますし、日々の業務におきましてもですね、連携をとりながらやっておりますので、今のところ

ろですね、きちっとやっておるという認識を持っております。以上でございます。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

できればね、並任辞令でも出していただいたほうが、課が違うところに配属されておるわけなんでね、職員が業務しやすいような形を、是非、今後考えていってほしいと思うんですが、事業はねもうすでに4月から始まって、それで準備期間があって、8月ごろから健診が行われておるわけなんでね、早いところひとつ考えていただきたいと思うんです。

それで町長ね、ご存じのことと思うんですが、国民健康保険の一般被保険者の方の1人当たりの医療費は、もう5年続けて県下1位ですね。これを返上していく対策というのかね、努力をしていかならんのではないですか。もう毎年1位ということはもう諦めておるのかなと、そのような気もいたすわけなんですけれどもね、全体にそこらの意識がちょっと足りないんじゃないかと、私は思うんです。

今の基本健康診査、昨年まで、今年は変わりましたが、昨年の実績を見ますとですね、かなり下がっておるんですね。受診率も下がった、そして受診者も下がっておるんですね、500人ぐらい減っておりますね。これは議会の委員会でも指摘されたところなんですけれども、これではですね、本当に認識がちょっと足りないのではないと思うんです。もし前年を割っておればですね、年度末でも漏れの方を対象に、また再度やるとか、それぐらいのことをやらないとかならないと思うんですがね、そういうこともやっておらん。

それと、委員会で指摘したときに言われたことは、これまでは個人通知をやっていたけども、もう19年度は広報へ折り込んだだけらしいですね。これでは減っていくのも無理がないと思うんですが、この辺についてですね、ちょっと説明というんか、意見をお聞かせください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

指摘されたようにですね、ずっと個人、1人当たりの医療費が高いということは認識しております。これまでいろいろ議論をした結果ですね、個人の健康志向の意識を高めていくこと、それから指導をしていくこと、それからこのように特定健康診査を受診すること、それから行政側としてはこの指導を徹底していくこと、今、議員がおっしゃったことと全くその

とおりであってですね、それを総体的に上げていかなきゃいけないので、担当課としてもですね、鋭意努力いたしておりますけれども、私としてもその辺について、これからも努力をしたいと、していくべきであると思っております。

川端龍雄議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

医療費は県下一高いわけですね。これを分析しますとですね、入院が高いんですね、多いんですね。入院が多いということは、重い病人が多いということですね。好き好んでですね、自分から入院するわけじゃないですからね。そしてなぜかと言うと、手遅れということになるわけですね。

そのようなことから、その健診をできるだけ大勢受けてもらって、早期発見、早期治療をしておればですね、こうならなかったんじゃないんかと思うし、40歳、50歳、60歳代の方が、結構町内でも亡くなるようなケースが多いですね。そのようなことからね、今後、この町民の健康管理について、ひとつ是非取り組んでいただきたい。

それで、国民健康保険についてもですね、その高い保険料を皆さんが毎月払っておるわけなんですけども、この保険料にはですね、医療費を支払うためのものだけじゃないですね。その被保険者の方の健康管理も守っていくという費用も含んでおるわけですね。そこらも認識していただきたいと思うんです。

時間もきたようですので、これからですね、町長には町民が紀北町に住んでいて良かったと思われるようなまちづくりを目指してですね、今後、一層のご尽力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

川端龍雄議長

以上で、松永征也君の質問を終わります。

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

(午後 0時 05分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

次に、1番 東篤布君の発言を許します。

1番 東篤布議員

議長の許可をいただきまして、1番 東篤布、12月定例会の一般質問をさせていただきます。今回は、2点ほど町長にお尋ねしてみたいと、こう思います。

1点は、町の道路計画についてです。2点目は、高齢者の安全対策について、大きな題目はこういうことでございます。

まず、この1点目から入らせていただきます。例えば今現在も高速道路の工事がどんどん進んできてまして、町道認定をしなければならない道路がたくさん出てまいっております。先般も産業建設常任委員会で数箇所現地視察をさせていただきまして、町道認定する前に町としてもう少しですね、国に、県に要望しなければならない点があるのでなかろうかと、こういう意見が多々出ておりました。

そこで、私はこの道路計画についてですね、なぜ今回これを取り上げたかと言いますと、この道路というのは、さきほどの議員さんもおっしゃっておられましたけれども、災害弱者の皆さんの避難路にもなるわけです。それで災害時になりますと今でも冠水してしまう、通行止めになってしまう箇所が多々あります。昨年でしたか、赤羽の前山地域と、海山区の小山地域の道路拡張が出てました。2、3反対された議員さんもおられました。

というのはですね、どこにどういった道路が必要なのかという、町の大きな道路計画があればですね、事前に議員の皆さんもそこを視察したりですね、その道路の大切さがわかるんでなかろうかと思うわけです。

こう聞きますと、この道路計画が今どうなっておるかということを知りたいという点と、町道認定する前に、国、県に対してですね、町としてお願いしなければならないことがある

んではないかと、こういうことです。

細部にわたりますと、422号の、いわゆる道路ではありますけれども、あそこは堤防でもありまして、16年度の災害のときには一部分から水が噴き出してきたと、こういうことがあったわけですね。それを県のほうにもお願いしておって、地区で会議があったときに、そのように要望したんですが、まだ一向にそのボーリング調査もやられておらんと、こういうことなんですね、422号。

もう1点は、この細部にわたって3点あるんですけども、422号のことね。この堤防が非常にもろくなってきておる。この調査をやってもらわねばならんということと、いわゆるこの422号は、今度長島インターがこう付きますと、それへの乗り入れ道路が付くわけですけども、それが422号になっている。だから今現在の422号は町道に移管されるわけです。移管はまだされていませんけれども、町道認定はもう昨年になされております。平成10年から県のほうの推進監の皆さんとも、いろいろと地区としても要望を上げておることがあるわけですけども、それはどういうことかと申しますと、当然、工事車両も通る。子どもたちも通る通学路であるので、拡幅をお願いしたい。こういうことをお願いしておったわけですけども、それがいまだに計画に上がってきてないという点でございますね。

それで、もう1つ、そこにささゆり団地というのがございます。海山区のね。そのところが4年前の災害のときには非常な、大変な被害を受けました。それで先般の13号台風のときにもその道路が冠水してしまって、もう冠水なんてもんじゃなかったですね。水がごうごう流れておるような状態でございます。そのときにちょうど前柱というか、汐見のほうでも冠水していました。避難勧告が何箇所か出されたわけですけども、ここのささゆり団地には避難勧告はいつてないどころか、道路が浸かっているということが町側としてはわからなかったんですね。住民の方からの通報で駆けつけてくれたのが、確か消防だったと思います。ちょうど僕はそのとき消防におったもんですから、僕も駆けつけたんですけども、非常にもう通れない状態でした。ちょうど海山インターのすぐ傍のところです。

そのときに海山インターの説明会に、第1回目、2回目ですか、僕が参加したときには、この地域にそういう大きなインターができれば、ここは河川が増水、水が増えたときには水の溜でもあるんだと、だからそこにそのような大きなインターを持ってきて大丈夫ですかと、本流がある。中には内頭川というのがあるんですね、その内頭川に流れ込んでおるのが小笠原という川があるわけです。その今、その小笠原川のところにインターの工事しています。ここには青道、いわゆる水路が公図上載ってまして、実際あるんですね。地下を潜っておるわ

けですけれども、今見てみますと、その下の水路の確認がとれてないじゃないかなと思うんです。もうどんどん工事進んでますけれども、そういったときにですね、いわゆる国に対して、県に対して、もう少し要望することがないのかな、ここもちょうど町道認定の場所にあたりますからね。であるならば、このささゆり団地の皆さんの道が浸かる。この計画あるのかなのか、また道路公団との話し合いがなされておるのかどうかという点です。

もう1点は、海山区の場合、林道を町道に移管している箇所が数箇所ございます。約4年かな、4年ほど前から赤羽地域でその災害復旧のために、その災害復旧の前から林道を町道に、いわゆる昇格してほしい。認定してほしい。そのうえでこういう舗装をしてほしいという要望が出てました。僕も議会で町長にお願いしたことがあったと思うんですが、まず、災害復旧をやろう。そして農政のほうから予算をいただいてやりますから、そして当然工事車両が通って道路も傷む、そのあとですね、きちっと整備していただいて、町道に認定しようと、こういうことがございましたけれども、その後どうなっておるのかなということですね。どうも現地へ行ってきますとですね、まだ道路はそのまま荒れた状態の箇所が多々ございます。以上ですね、道路についてはそういうことです。422と、赤羽の林道の話と、海山区でいえばささゆり団地、いわゆる内頭川の話。

このときに、ちょっと蛇足になりますが、高速の説明会にときに、ここは調整池でもあるんやと、大丈夫ですかと言うたら、本線も直すと同時に、内頭川も河川改修します。当然そうってきますと、いわゆる小笠原の川も触らねばならんわけです。それが今現在一向に進んでおらんやに思いますね。その点をお尋ねしたい。

もう1点、大きな項目でいいますと、もう1点は、高齢者の安全対策、いわゆる先月ですか、海山区のある地域で大変不幸なことがございました。独居老人の方がお亡くなりになられて、3日間も放置された状態であったやに聞いております。中から鍵をかけた状態なので、急ぎょ、駆けつけた方も中に入れなかった。いわゆる当町にはこのように緊急通報システムというのがあるわけですけれども、こういう高齢者の皆さんのためにも、こういうものをですね、設置されておりながら、その方の家に設置されておったかどうかとは、ちょっと私は確認とってませんけれども、ありながらね、なぜそういうふうな悲しい事故が起ってしまったのかなと、こう思うわけです。

改めて、この緊急情報システムを担当課長にも調べていただいて、自分なりにもこう調査してみましたけれども、その点についてですね、町長に報告していただきまして、あとは自席でやらしていただこうかなと思ってますけれども、この緊急情報システムなんですけれど

も、テレビをご覧の皆様にもわかっていただくために、わかりやすく、いつごろからやっておるんだと、目的は当然、高齢者の皆さんの健康と安全を図るためでございます。この緊急情報システム、初めてお聞きになる高齢者の方もおるのではなからうかと思えます。どうやればですね、このシステムを設置していただけるのか、いつごろからですね、これ導入されて、現在にわたってどのような成果を上げておるのかですね。確かこれは長島区のほうが早くスタートとして、海山区のほうは合併後であったかと思えますが、これずっと見ますと、たくさんの方がこの緊急システムを利用されておられますが、しかし、じっくりとこう見てみますとですね、もう少し町としてもこの中身を精査していただいて、それでこの管理運営をお任せしておる国際警備保障株式会社さんに、お願いしなければならないことがあるのではなからうかと、こう思うわけです。

身体の不自由な方、独居の方がつながってます。ことが起こったときにどうなるのかな、どういうシステムになっておるのかなと、その点で皆さんに聞いてみますとですね、ちょっとこう不安な点もあるやに聞いておりますので、その点を今からいただいた時間の中で、町長にお尋ねすると同時に、このシステムのことを職員の皆さんはもちろん、議会もですね、町民の皆さんも知っていただいて、このシステムを有効にもっともっと利用活用していきたい、こう思うわけです。この2点ほど、町長に答えていただきまして、あと細部にわたっては自席でやらさせていただきます。よろしく申し上げます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

東篤布議員のご質問にお答えいたします。

住民が安全で安心して暮らすための、道路計画についてであります。住民の皆様が安全で安心して暮らせる道路とするには、まず、地域の交通量や実情等に適合した、道路拡幅や歩道整備等が必要であると考えます。また、大災害の発生時にはさまざまな原因から、土砂崩れ、橋梁の落下、津波による道路の流出等の被害が想定されますが、災害時の孤立防止と、緊急輸送路の確保には、幹線道路の整備を優先することが重要であると考え、国、県等関係機関に要望を行っているところでございます。

議員もご承知のとおり、現在、紀北町内でも、平成25年の開通を目標に、近畿自動車道・紀勢線の整備が行われているところでございます。

また、国道42号につきましては、海山～尾鷲間の雨量規制が解除されましたが、荷坂峠に

つきましては、現在、連続雨量 250mmによる通行止めの規制がございますので、規制解除に向け引き続き要望を行っているところでございます。

県管理の道路につきましては、紀伊長島区の国道 422号、下地～茂原間と、海山区の県道南浦海山線、木津地内で、災害防除事業が実施されています。また紀伊長島区の国道 422号、紀伊長島インター線と、海山区の矢口浦上里線で、道路改築事業が行われています。

その他の路線につきましては、落石、土砂崩れの恐れがある箇所については法面工事の施工、老朽化した橋梁の点検と補修、補強工事及び架け替え工事などを計画的に進めます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、住民が安全で安心して暮らすためには、安全に整備された道路づくりは、今後も重要課題であると認識してございますので、ご理解、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

次に、緊急通報装置の現状についてのご質問にお答えします、

緊急通報装置貸与事業につきましては、一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進に資するという目的で、利用対象者は、おおむね65歳以上の常時一人暮らしの高齢者等となっております。

この事業は、両区とも平成4年度から実施し、平成18年度からは紀北町として、津市にあります国際警備保障株式会社、三重支店と委託契約方式で実施しております。

その内容は、高齢者宅の電話機に緊急通報装置を接続し、利用者の緊急時に機械の緊急ボタン、ペンダントあるいは、枕元用のボタンを押すと、委託先の警備会社につながり、話ができるようになっております。またその状況によって警備会社は、救急車の出動を要請したり、あらかじめ登録している3名の協力員に連絡をとり対応を図ることとなっておりますが、協力員では対応できない場合に備えて、警備会社では町内に介護知識のある職員1名を雇用して万一に備えております。また、毎月一度は、利用者全員に対して警備会社からの安否確認及び機器の点検のため、連絡が入ることとなっており、町に対しては、毎月、緊急通報集計票として、利用状況等の報告があります。

緊急通報装置の現在の設置数は、紀伊長島区95台、海山区85台、計 180台となっており、委託料は月々の設置数で変わってきますが、年間予算としては 539万円計上しており、すべて町費で、個人負担はいただいておりません。

また、利用者からの実際の通報件数につきましては、平成19年度実績では21件で、そのうち救急車の出動要請に至ったケースといたしましては、7件となっております。

現状としましては、以上であります。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

1 つずついきますね、町長。道路からいきますか。

まず、この緊急通報システムから、やらさせていただきたいと思います。これ本当に旧長島町のときに、議会議員をさせていただいておるときからもあったのは存じています。ただ、実際にその知人のですね、高齢者の方のお家にお邪魔して、見せていただいたりしておったわけですけども、その当時からこう何と言いましょか、利用状況はですね、随分と変わってきておるのではないかなと思います。

救急車の出動要請が多かった。しかし、最近ではですね悩み相談があったり、ちょっと息苦しいので息子呼んでもらえないとかですね、非常にこの便利になってきておるように思います。ただ、今町長が説明されたようにですね、この会社は本社が確か名古屋であったかと思うんですが、かなり大きな会社でして、それが三重支店で、この当町のこのシステムを運営をお任せしておるわけですけども、年間の予算といたしましたら、500某でしたね、町長、539万円ですか。非常に大きいんですけども、この機械を設置するときは別に費用が要ります。年間の維持管理だけで539万円要るわけですね。

そこで、何かがあったときに、高齢者の方がボタンを押す、そうするとこの会社が出ますね。その会社がいわゆる家族であったり、隣近所の方、約3名の方とオンラインでつながるようになっておるわけです。この方々無償なんですね。この方々で対処できないとなりますと、この方々がある方に連絡を入れます。これはこの紀北町内で1人だけおるわけです。これは町が依頼しておるとか、お願いしておるわけじゃなくて、この会社が依頼をしておるわけですね。

さきほど課長に、その方は雇用契約はどのようなんですか、いわゆる年間契約なのか、月給なのか、いわゆる出勤回数によるのか、そここのところの確認はできておられないようでしたけれども、いわゆる3名の協力者というのは身内の方であったり、近所の方であるわけです。そしてそれでも対応できない場合には、この会社が委託をしたある方と連絡をとって駆けつけてくれるようになっておるわけですけども、これはですね、この2万人近い紀北町で1名とこう聞いております。雇用契約はともかくとしてですね、僕は町長この1名では少な過ぎるんではなからうかな、この会社さんには失礼ですけども、これだけのいわゆる予

算を上げていただいておりますのであればですね、もう少し手厚いといいたいでしょうか、もう少し人数を増やしていただけないかなと、こう思うわけですね。

いわゆる雇用契約も含めて、こちらが予算出すわけですから、その予算をどのように使って町民にサービスをしていただいておりますのか、当然、町側としたらこれ興味があることだと思います。その点を町長にわかる範囲で結構です。お答え願いたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員がご指摘されたように、1名の方を国際保障会社三重支部が雇っていると、それは向こうの会社としては3人を近所の方とか親戚の方を雇っておられるけれども、総合的にはちょっと少ないのではないかというご感覚は私もうなづけます。それで、そのことにつきましては、担当課を通してですね、要望なり申し込みなりをいたしたいと思っております。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

町からこの会社に出しておる予算は、町長もご存じです。この会社がですね、どのように経費を出しておるのか、いわゆる雇用契約についてはご存じないでしょう。ない、ないということなので、やはり僕はどなたがその契約を結んでおられるか知ってます。ただ、給与は知りませんよ。そこまで首突っ込む気はないんですけれども、私はそんなにね高額の給料を払っておられるとは思いません。だからそういう細かいことは言いませんけれども、もう少しね、何とかしていただけないかなと、こう思います。

そして、長島で95件、海山で85件でしょうか、これまだまだ少ないように思うんですね。1台当たりそんなに大した金額じゃないんでしてね、2,625円でしょうか、これ町負担になるわけですが、これをもう少し回覧板等でこう配っていただきましてね、これを。それで高齢者の方に知っていただきたい。どのような方がこれに加入できるかという点も書いてございましたけれども、もう少しですね、規制をやわらかくしてあげれば、もっともっと台数が増えてくるのではなからうかな。

例えばお一人住まいの方だけと、こう特定されいますけれども、家なんかですと、父が80歳、母が79歳、今ちょっとあることがありまして、父は入院しておりますけれども、僕はたまたま家が近くです。大きな声出せば駆けつけられる範囲なんですけれども、ここで救助の方を必

要とされておられる皆さんはですね、隣近所に息子たちもいない、親戚もいない方が多かろうと思います。そう考えますとお年寄り2人で生活されておってもですね、なかなか不安なこともあるかと思いますが。その点をもう少し考慮していただく、どなたでもというわけにはいきませんが、このシステムを入れていただける、その枠をもう少し緩めていただきたいということと。

連絡員3名以外にですね、会社がお金を出して雇っておられる方が1名です、今現在。せめてですね、海山区に2名、長島区に2名ぐらいいは出されても、この会社は赤字にはならんやに思いますが、その2点、もう一度お尋ねいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど答えたとおりでございますけれども、このことにつきましてですね、担当課のほうではどんなような認識を持っておるか、その辺ちょっと課長よろしいか。課長に答えさせます。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えさせていただきます。1点目の対象者の件なんですけども、これはですね、運営要項にもあるようにですね、おおむね65歳以上の一人暮らしとはなっておるんですけども、そこらはですね、町長が特に認めた者ということでですね、そこらは臨機応変にその状況によって、民生委員さんとも相談しながらですね、やっていきたいとこのように思っております。

会社のほうでですね、増員をとということなんですけど、これは会社が経営することですのですね、申し入れを行いたいとこのように思っております。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

やはりこれだけの高額予算を出すんですから、この予算がどう使われるかということですね、十分調査されて予算を計上していただきたい、こう思います。

長くなりますので、最後に、この緊急通報システム、是非皆さんに導入していただいて、

少しでも安心して生活していただけるように、町側としてももう少し努力していただきたい。これを強く要望しまして、この問題については終わらせていただきます。

最後の道路計画に入らせていただきます。

今ここに僕は、朝日新聞のですね、本年9月7日の名古屋市の豪雨についてですね、かなりの、ここで問題になったのは被害は出たけれども、避難勧告の出た地域と出なかった地域とある。これを読んだときに、またテレビで放映を聞いたときにですね、当町でも同じことが起っておる。そのことが思い浮かんだわけです。いわゆる集中的に他もあるんですけども、今回特にこのささゆり団地のことを申させていただきます。

あの時はあそこ本流になったわけですね。上から流木が流れてくる。あのときに僕は長島の役場の防災対策室におったわけですけども、朝の何時やったかな、8時半やったか、それぐらいに電話があった。海山の方から電話です。助けに来てほしい、なぜ海山の役場に電話せんのかなとこう思っておったわけですけども、もうすでに海山の役場が水浸し状態で、もう電話も不通状態であった。それはあとからわかったわけですけども、いわゆる場所を聞いたらささゆり団地、聞き慣れないささゆり団地。いわゆるパチンコ権衛兵のあった奥ですと言う。そういうことでわかって、うちの消防と個人的に家の車両で船を持っていったわけですけども、それから携帯の無線もつながらん状態、帰ってきたところに、消防の無線では第一病院から通行止めでしたと、そのときにこのささゆり団地の方々は屋根の上に避難して、もう遠く離れている娘さんに遺言をしたんだと、こういう方もおられました。

先般の記憶に新しい13号の台風のときでもね、町長ね、この地域だけ忘れられておったんじゃないかと、こう皆さん不安がるわけです。なぜならば避難しなさいよという避難勧告も出てない。であるのに、もう車に乗って逃げようにももう道路がないんですね、もう。川になっておるんです。あそこは民間の方が造成された地域ですけども、道路は町が管理しておるわけです。その横に大きなインターができようとしておる。ますますこの住民の皆様の不安が募ってきておるはずです。

それでなおかつ、高速の国交省と県が来て、その地元の皆さんの説明会のときには、内頭川を直しますと、僕はね道路を上げて、ここを広くしたほうがいいんじゃないかと、このこっこの小笠原の川も出ていくんやから、これを上げずに今のようなインターになったわけです。ですから、それはあとのことですからともかくとして、この内頭川を小笠原川を直さないとはですね、今のような状態が起こる。それを県はどういうふうにしておるのかということ、町がつかんでおるのかどうかという、これはテレビで映りませんが、そのとき

の災害箇所の写真ですけれどもね。ですから、課長にもお願いして現地には見に行っていた
だいておるわけですけども、このささゆり団地の件ですね。まずこれからいきたいと思いま
す。よろしく。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ささゆり団地につきましては、議員がおっしゃったような豪雨災害のときには相当な水が
出たと、それを受けたと聞いておりますけれども、それ以後の道路のことについては、課長
がその現地も見ておりますので、答えさせます。

川端龍雄議長

山本建設課長。

山本善久建設課長

お答えいたします。議員が言われましたのは2級河川、つまり三重県が管理してる内頭川
の関連だと思えます。内頭川につきましては、さきほど議員が言われましたように、16年の
災害で非常に大きなダメージを受けております。そういうことで高速道路の説明会の中でも、
また災害後の住民の皆様の要望としてですね、内頭川の改修ということ、要望が強く出て
いるということは、聞いております。

それに伴いまして、県ではですね、さきほど議員が言われましたように、改修計画を検討
するというようなことの回答があったということは聞いております。今現在ですね、本線、
船津川の災害事業が行われている最中ございまして、内頭川の下流部分に町が管理する排
水機場がございまして、これにつきましても県の激特の災害の中で改修していくということで
ございまして、県といたしましては、これらの推移を見ながらですね、河川改修については
今後、当然、検討していくということで聞いております。

それにささゆり団地の件でございまして、私も現地は見ております。土地が河川堤
防とほぼ同じ高さか、まだ若干それよりも低いというような状況でございまして、即ですね、
この排水対策として道路整備でというわけにもいかない状況でございまして、そういうこと
ですね、県の河川改修、内頭川の河川改修をまず優先的にやらないと、この問題が解決でき
ないのではないかと、そういうふうと考えております。以上です。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

課長、ありがとうございます。確かにささゆり団地の宅地そのものがそう高くはございません。しかし、JRさんよりは少し低いぐらいかな。内頭川こちらにあります。ここにインター工事してます。ここにささゆり団地がある。ここに細い川もありますけれども、JRがある。本線がありますね。本線のここは仮置き場だと思いますけれども、約5万㎡ぐらいでしょうか、工事残土が置かれています。あるわけですね。そして宅地が高さが海拔で何メートルか知りませんがあります。それよりも1mぐらい道路が低いんですね。課長、その前のとこだけ。こちらはそうでもないんです。こちら製材所もあるんですけども、ここだけ低くなっている。当然ですね、本流を越してきたら内頭も出るとこはないわけです。

本流がこの前のように越流したりですね、決壊をしたりする前の話として内頭川があり、なおかつこの道路があろうと思うんです。一段の安全対策、二段の安全対策、本流が溢れてきてね、相賀地域まで浸かって、以前のような災害ですとね、これどうにも手の打ちようがないかも知れません。そうならないように今、本線工事をやっていただいておりますけれども、僕の言わんとしているのは、先日の13号台風のあのような雨であっても、この地域には避難勧告が出されてなかったということは、当然、あそこは安全であろうと町が認識しておったと思うんですけれども、そうでなかった、現に浸かっておった。

私は内頭川、これは当然やらしてもらわなければならないですよ。住民説明会で、18年度の第2回目の説明会のときにしたんですからね。1回目のときはインターがこうなります。道路が1m上がるんです。2回目の説明会にああいうふうになっちゃったわけです。ですから、内頭川をやってくださいというのは当然、県にもお願いせならんことですが、この道路ね、町の管理しておる、これを県に上げてくれというのは無理なんでして、ここのところを現地に町長も出向いて行っていただいでですね、何とかしていただきたい。

でなければ、早い目に避難しようと思っても避難する道路がないんですね、町長。なかったらボートでも買うたらなあかんかなと思うんですけれども、もう一度、課長は立場上ね、そうおっしゃるかも知れませんから、町長の立場からしてですね、もう一度現地を確認していただいて、安全策を講じていただきたい、どうでしょうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のように、ささゆり団地の道路周辺については、これは実際に見せていただきたい

と思います。それ以後、検討させていただきます。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

局長、あとどんだけある。

中野直文議会事務局長

5分です。

1 番 東篤布議員

じゃまとめいきます。まず、その何を言いたいかと言いますと、この高速道路もそうなんですけども、町の道路計画をしっかりと立てていただきたい。今現にあるんでしたら見せていただきたいんですけど、まだ今のところないようですので、それは無理は言いません。

そして町の道路計画を立てていく中で、いわゆる高速道路であったり、県工事であったり、それと絡めてやっていただきたいのは、町の要求をですね、後出しするんじゃない。先にお願ひしていただきたい。なぜならば 422号の拡幅を、いわゆる県は平成10年から入ってきて、推進監が4名変わっておられます。当初の推進監は当然、工事車両も通るんですから、町に移管する前に、認定を受ける前に広げましょうと、こうおっしゃった。いまだにされてない。3代あとの推進監なんと言うたかという、全部は無理ですから、対向車を交わすところだけこうやりましょうと、こういうことです。

僕はこう言ったんです。堤防がこう両方にありますね。河川、こっちは堤外というのです。堤外のほうに1m、2mとは言いませんが、1m延ばしていただければそうなるんじゃないですかと、しかし、堤外には1mも出せないんですと、こう県がおっしゃった。であるのに、右岸側がその2年後に数メートル出して道路拡張やっております。これは県の土木部長にお尋ねしたらですね、その認識がなかった。だから再度確認していただいたところ、確かに堤外に出ていますという確認でしたですね。

その出た部分を底を掘るなり、広げるなりして、流量の確保をしていけばそれで良いと、以前に僕は申し上げたんですが、そのときには駄目でした。でも、その2年後にはそういう理由づけですね、拡張されておるわけです。ですから、これは何も赤羽川だけのこと、赤羽川の堤防のことを言っておるんじゃない。海山区の場合もそういうことが当てはまるんじゃないかなろうかと思うわけです。

ですから、例えば海山インターに来る手前ね、さきほどの議員さんがおっしゃってしまし

た。オームズという百数十名社員さんがおられる会社、ちょっとこちらにずっともらえれば、あそこにおいてくれたわけです。もしくは、かかるよとわかった時点で、なぜ代替地を、他所の市町村が出す前に、我が町が出せなかったのかと、こういうように思う。

そして、今回の海山インターのところ、道路でないところを道路にしなければならない。これはインターが来たからこうなった。いわゆる原因をつくったのは国交省でなかろうかと、こう思うわけです。であるのに、町がその道路をですね、用地買収もせなならん。こういう問題がございます。だからそれ事前にですね、しっかりした計画があれば、交渉のときに強い切り札になるんじゃないと、こう思うわけですが、海山インターの関連も含めてですね、町長にお答え願いたいと思います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町道認定を受けた 422についてはですね、議員がその県のほうの担当がもうすでに3代変わっていると、しかし、一向に要望が実施されていないということ、よく受け止めてですね。また事あるたびに要望いたします。

それからオームズの件ですけども、議員は独特の考えを持っていらっしゃるようですが、おそらくその代替地を示したとしても、果してどうだったかなという思いがいたします。それほど社の安全に対する考え方というものは、非常に厳しいものがありました。我々も相当努力はしましたけども、そういうことがありましたんで、特に 422については今後要望してまいります。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

紀北町するときにも町長にお願いして、高速のプロジェクトチームというのを立ち上げていただきました。というのは、この大事な大きな事業のときに、担当がどんどんどんどん変わってしまうとですね、当然、課長は引き継ぎを受けておるわけですが、こういう大きな事業に対してはどこの課に行っても、こうプロジェクトを組んでですね、それに携わっていくほうが良いのではなかろうかと、こう思うわけです。

ですから、この 422の拡幅の問題も随分、合併前から引きずっておる問題です。なおかつ、この前の災害のときに堤防からこう水が流れ込んでおるんですね。その調査もいま

だにやってもらっていない。こういうことなんですね。

オームズのことは今回の件とは差し置きますが、私はこの高速道路の路線が来的时候、当然、町にも相談があると思います。一番昔に当初見た時点では、オームズさんがありますね。こういうふうに出てきて、今入っているトンネルの今はこうなってます。それがこういうふうであったように思うね。今、飛島さんがトンネルを掘っています。あれの左手の谷が奥深い、そこに突っ込んでいくような図面を見たように覚えておるんですが、国にも言うてます。その図面出してくれませんでしたけれどもね。やはり 500m前後の移動はあるわけですし、その点を交渉次第では何とかなっただけではなかろうかなと、いまだに悔やまれてなりません。

最後に、この 422号の堤防から水が噴いてきた。僕は見てないんですけども、そのことは要望してあります。地区での話し合いのときに、それをですね町長、もう一度問題整理をしていただいて、課長にですね、課長が変わっても忘れ去られることないようにしてですね、強く県に、国に要望していただきたいと思います。その点を最後にお答え願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その堤防ですね、これはすでに町道になっておりますので、これについて3箇所議員から聞いております。水が噴いておると、これはですね、そういうことであれば、また大水のときにはおそらく決壊までの可能性高くなりますよね。十分要望してまいりたいと思います。以上です。

川端龍雄議長

以上で、東篤布君の質問を終わります。

続きまして、11番 入江康仁君の発言を許します。

11番 入江康仁議員

それでは、議長のお許しを得ましたので、12月議会一般質問を行います。

今回の私の質問は、9月議会において時間がなくて質問ができなかった、紀北町の顧問弁護士についてと、相賀小の改築問題についてであります。

1つ目の顧問弁護士についてであります。今回の国家賠償訴訟の紀北町の筆頭弁護士と、紀北町の顧問弁護士が同人物でありますので、重複するところがあるかと思いますが、よろしく願ひいたします。

まず、顧問弁護士であります。この顧問弁護士という立場と役割について、どのように理解をしたらよいのか、わかりやすくご説明をお願いいたします。

そして、紀北町の顧問弁護士の楠井弁護士とはどのような人格者であり、人物なのか、紀北町町民の皆様にもわかるように教えていただきたい。

次に、2つ目の相賀小の改築についてお尋ねします。まず、地方行政にとって小学校、中学校の改築ほど大きな問題はないと認識いたします。それはその市町村の財政を大きく圧迫する要素があるからです。今回は今よく叫ばれている仮称ではありますが、東海地震から子どもたちを守る観点から必要と思いますが、それならばなぜ、もっと早くからこの相賀小の改築のための基金の積み立てなどをして、財政の安定を図るべきだったと思いますか、町長の答弁を求めます。また、進捗状況をお願いいたします。あとは自席にて関連質問をいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江議員のご質問にお答えいたします。

顧問弁護士の扱いについてであります。顧問弁護士に依頼した経緯につきましては、住民の価値観、ニーズの多様化によって行政を取り巻く環境は年々厳しさを増し、法律等の解釈について専門的な分野からの判断を必要とするケースが増えていることを機に、旧紀伊長島町におきまして平成14年度から依頼したものであります。

その後、年度毎の契約で、平成16年度までは、津市の楠井嘉行弁護士並びに同市の坪井俊輔弁護士と契約しましたが、町が合併する平成17年度からは楠井弁護士とだけ契約しております。旧海山町では顧問弁護士は直接は依頼しておりませんでした。同弁護士は町村会の顧問弁護士で旧海山町でも相談する機会があったことから、合併した紀北町全体に精通している同弁護士との旧紀伊長島町の契約をそのまま紀北町に引き継ぎ、現在に至っております。

契約金額については、年間、消費税込みで45万円で平成14年度に初めて契約した当時から変わっておりません。

利用状況につきましては、事案により面談、電話、FAX等さまざまですが、合併後の平成17年度の約半年間で案件が3件、相談回数が4回、18年度では案件6件、相談回数28回、平成19年度では案件10件、相談回数22回とご尽力いただいております。その都度、適切なご指導を賜っております。また、案件は今後も増えることが予想されますので、当町の状況を熟知

し、三重県町村会や県内でも多くの自治体29市町中の16市町が、顧問弁護士を依頼しており、自治体に関する事案に精通する楠井弁護士が適任と考えるところであり、引き続き依頼してまいりたいと考えております。

この楠井弁護士の人柄等についてはですね、私もこれ9年ぐらいのお付き合いになりますけれども、非常に頭脳回転がよろしく、人柄も非常に温厚ないい方であると、信頼に足る人だと思っております。

次に、相賀小学校の改築について、財政にかかわることにつきましてではありますが、先の全員協議会でお示ししました小、中学校の耐震化事業計画については、本年度から3ヵ年をかけて耐震化を終える予定であり、紀北中学校をのぞく事業費の総額は13億 1,002万 9,000円と多額な費用を要することになります。

その財源といたしまして、国庫補助金4億 9,454万 9,000円、合併特例事業債7億 6,300万円、一般財源5,248万円を予定しております。

このうち、将来の負担となる地方債である合併特例事業債は、償還する元利金に対し70%の交付税が措置されることから、町の実質負担額は利息分を除いた場合、2億 8,138万円となり、実質的な補助率は78.5%と高率の補助を受けることになります。

今後、これらの償還を行っていくこととなりますが、本町では、地方債の償還が多額となった場合など財源調整のために、財政調整基金、減債基金を積み立てております。この基金につきましては合併以降増額し、学校改築等の地方債の償還に備えており、合併年度の平成17年度末で6億 1,754万 2,000円、平成19年度末で10億 2,428万円となり、4億 673万 8,000円の積み増しを行っているところであります。

今後、このような基金を活用しながら、計画的に事業を実施してまいりたいと考えております。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その顧問弁護士のですね、立場というものは、やはりこの紀北町にとって、また民間にとってですね、会社にたとえれば、そのいろいろな会社の存続にかかわるようなことに関しては、本当にこの法的ないろいろな問題に対してはですね、いろいろな形の中で必要な方だと思うんですね。今回も紀北町はたくさん問題を抱えておる中で、確かに必要だとは思っております。

しかし、その中でですね、この楠井顧問弁護士であり、また国家賠償訴訟の筆頭弁護士であるこの弁護士ですね、その紀北町に対する仕事の範囲というのは、どのようなものか、町民にわかりやすく説明をお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

顧問弁護士の場合はですね、特に法律を中心としたさまざまな課題については、相談をいたします。

それから、町行政のことでは相談はいたしておりません。つまり、これはこちらの首長以下、執行部でいろいろ考えてやっておりますことで、法律が中心です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、あなた今その行政のことでは相談してない。しかし、いろいろな今、紀北町ではですよ、水道水源保護条例もありですね、いろんな問題等の中で相談しておると思うんですね。そのようなことは一切、今やっていないんですか、それが1点とですね。

あとは、やはりこの行政、または自治体の顧問弁護士ということになればですね、民間の会社と違ってですね、紀北町町民の大事な税金で町長、依頼しておるわけですね。当然、これは民の中の争い、また民の中の会社の顧問弁護士ではなくて、異なるものが出てくると思うんですよ。それはなぜかと言うと、大きなこれは説明責任というのは負うように思うんですが、町長の考えはどうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

行政と言いましたけども、法律的にかかわるものは、これは相談していますんで、それは関連してまいります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

答弁不足です。

川端龍雄議長

指摘してください。

11番 入江康仁議員

町長、その今の説明、民間同士のね、民間で雇う弁護士と、公共事業で契約する弁護士の違いはですよ、それは説明責任が生じるよという質問に対しての答弁はなかったように思うんですが、ちゃんと。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これはですね、説明をする機会を生じた場合にはですね、これはもう当然税金を使う場合はすべて説明責任はある。付いてくるわけなんです。ですから、それは機会に応じて説明責任をいたしていく。つまり税金で払っておりますから、これはいたしてまいります。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そうですね、町長、それは当然だと思うんですね。これは民間の企業で契約する顧問弁護士の違いが、ここに大きく現われてくると思うんですね。しかし、今回のその国家賠償訴訟なんかの中で、この顧問弁護士と同一人物ですね、筆頭弁護士の中でね、町長。そういう中において、その裁判所に向かっての上申書、今回の。それにまた裁判に向かっての準備書面と、これ出さなくちゃならないと思います。これに対しては町長、どのような感覚の中で作成しているのか、ちょっと教えていただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回の損害賠償請求事件につきましては、全協等で議員の皆様に説明いたしましたようにですね、先の産廃訴訟からずっとこれは関連したものでありまして、その関連、先の課題、今回の課題についても、楠井先生は熟知をしておられて、とっても町にとっては非常に都合というか、メリットがあると、そのように考えております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと議事進行。

あのですね、議長、今の質問は私が議長聞いてくださいよ。今のその説明責任の中で、それで裁判に出すこの、ここにある上申書とか、準備書面というやるものに対してですね、それを作成して出すのにどのような協議をやっておるかということなんですね。

だから、議長の配慮もいろいろわかるんですけど、これは町長しっかりあなた質問聞いて、質問にやっぱり答えてくれやな、全然答えになってないですからね。そこのとこ町長、履き違えないで、的確に質問に答えていただきたいと思います。議長が今言うたこと言ってもらえますか。

川端龍雄議長

私、発言の許可を入江議員に与えてありますので、また答弁漏れとか何かありましたら、議員から指摘してください。時間とかいろんなことは配慮せなあかん場合は、配慮しますし、発言の回数は制限してありませんので、そのようにお願いします。

11番 入江康仁議員

今、そんなら指摘したとこだけ。

川端龍雄議長

どうぞ本人から指摘してください。議員に発言の許可を与えてありますので、議員から質問してください。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、今指摘したところを答弁お願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

答弁書ですね、準備書面等についてはですね、的確に町の考え方を受けて、それを相手側に伝えていくということでやっております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃその内容を作成する中において、町長はその中身、いろんなものに対しては十分

把握して、それで町の意見は十分なおるといふこと、あなたは確認して、それで弁護士にOKを出して、出していると理解してよろしいですか、どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

法律的なことは特に代理人がですね、精通しておられるんで、その場合は代理人のほうから原案はできますけども、この町にかかわるいろんな情報等についての結果、考えをまとめることについては、私の意見が採用されていきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではですね、その説明責任の中で、この楠井弁護士はですね、今までにその議員の説明会に対してですね、この大きな紀北町の将来をね、かかっている問題に対しての説明責任がある中においてですよ、来なかったと、それに対しては議会、これは我々議員は町民の代表でもあり、議会は予算の議決権を持つところですね。つまり裁判費用、弁護士費用、そしてその議会において議決権を持っているのは議員ですよ。その民間で言うたらこれ重役会議、また役員会議という大事なこの場面に出て来なかった。議会からはちゃんとその説明会を設置しても来なかった。これに対しては、そういうような大事なですよ、一番大事な議会に対して出て来ないような弁護士が、顧問弁護士と言えるのか。また、筆頭弁護士と言えるのか、そこのとこの見解はどうですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

弁護士といえどもですね、この問題についての顧問弁護士というか、町全体のことに相談に乗る。それから損害賠償請求事件については、これは着手金も払っておりますけれども、しかし、この議会に対する説明については、1つはスケジュールの問題もあったし、それからそのことは執行部は熟知してですね、その都度わからないことは執行部に対して説明を加えるので、そちらのほうでやっていただきたいというのが、あのときの説明であったはずです。

そういうわけで、皆様にはご理解いただけたというふうに思っておりますが、その事情で

あったゆえに、今、ご指摘された部門はご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、それはないでしょう。その弁護士はなぜ呼ぼうかとね、町長いった経緯はですよ、あなたはいろいろ委員会だ、議会だの中で、質問に対して、いろんな質問に対して弁護士に相談する、弁護士に聞かなわからないといういろいろな答弁の連発があったから、議員のほうから、それだったらもうややこしいと、弁護士呼んで弁護士に説明していただくとして、開いたのが説明会ですよ。あなたの言う、今言っておるのは、皆議会のほうへ何かこう振っているように思うんだけど、その私の言っている経緯に対して、あなたは間違っているんだったら、間違っていると言ってください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在、この事件について係争中であります。したがって、弁護士としてはある程度のけりがつく時点では、これは徹底的に説明はしてくれますけれども、言えない、申し上げられない、議員の方々にその内容を申し上げられない。つまりなぜかと言えば、被告人の側の手のうちが外部に漏れて、しかもそれが原告側に優位な情報となっていくようなためにですね、いろいろのことを勘案したうえで、情報を流して説明をさせていただくわけなんです。ですから、決まったことは、裁判所で決まったことは、情報公開にも供しますと申し上げているのは、そこなんです。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、私は今そのようなところまでは聞いてないですよ。説明責任の、弁護士が来なかった経緯、私は来なかった経緯、なぜ来なかったかというとき、あなたは答弁できなかったから、呼ぼうと、議会で説明会してもらおうというて呼んだんだよということの質問ですよ。ここにですね、今日の伊勢新聞がありますよね。これ町長読んでいますと思いますが、これちょっと町長読んでみてください。その担当課に読ませていただいても結構ですけど、4段目から読んだら、町長あなた言ったことは十分わかると思いますよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これなんです、せつかく議員が読めとおっしゃるんですが、いやいや課長も同じで、これは執行側から発行した書類ではないのです、我々から発行した、提供した書類ではないので、これを読むのは差し控えさせていただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それでは、私読まさせていただきます。それではね、町長、早期解決に意欲を見せたが、弁護士と相談しを連発する、主体性のなさに、堪えかねた委員から答弁があやふや、明解に答えよ、弁護士に任せっぱなしでいいのかという叱責が飛んだということが、1つですね。

こういうがあったから、弁護士を呼んだわけですよ、町長違いますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この新聞の記事によれば、そのようなふうを受け取られておるとは思いますけれども、これは故のないことではなくてですね、さきほども理由のないことではなくて、理由があつてですね、言えることと言えないことがありますので、そこをご理解をいただきたいと思います。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、1点だけ、ここ確認しておきます。この議員説明会に弁護士を呼んでくださいと要請して、町長のほうも時間とあれを知らせて要請してくれたんですね。それがそのときになったら来れなかったわけですね。そのとききちんと答えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今、おっしゃるとおりにいたしましたけれども、そういう結果となりました。来れなかった。

11番 入江康仁議員

来れなかったではない。それは答弁にはならないですよ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さっき言いました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

答弁不足です。

川端龍雄議長

本人からどうぞ。

11番 入江康仁議員

それでは答弁不足のどこ指摘します。

だからね、町長、こなかったのは、きちんとあなたと議会がきちんとその説明会開くから呼んでくれということで、あなたも了承したんでしょう。そして議会のほうも日にちと時間を決めて、その説明会を開いたんでしょう。これ間違ったら議会の皆怒りますよ、町長。そしてあなたのほうから説明会のところへ、あなた方が突然出てきたわけでしょう。その日になってからあなたが来て、弁護士はどうだと言ったら、ちょっと都合が合わなかったんで来れないんだという説明じゃなかったですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

あのときの都合というよりも、説明については代理人のほうもですね、執行部が説明することも、言えることと言えないことがあって、その言えることが全部執行部のほうで言えるはずだということでもありますんで、来なかったということです。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、町長、それはそれぐらいにしておいてですね、次にこの裁判所に出した上申

書、この資料4というのがありますよね。町長、これはあなたはさきほどの新聞は自分とのあれじゃないと、これはあなたが出したものです。これは読めますね。はい、じゃ読んでいただきますか、それじゃ2ページの2の3をちょっと読んでいただけますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

それじゃ2ページの2の3を読ませていただきます。

原告会社の前社長である何々は、現在、紀北町議会議員であり、選挙ではトップ当選している。地元では同人を知らぬものはいない。地方議会の選挙に相当の費用がかかることは周知の事実であるが、トップ当選を果たすぐらい熱心な選挙活動をしたのだから、相当の経済的余裕があることは明らかである。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは町長、あなたが確認して出させてたわけですね。答弁願います。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではね町長、この町議会議員選挙というのはトップ当選、また上位に入ろうと思うと、お金は持ってなければできない。お金を使わなければならないという理解でよろしいですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

誠に申し訳ありませんけれども、現在、係争中でありまして、コメントは差し控えさせていただきます。どうぞご理解ください。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これは答弁できん問題ではないでしょう。これは別に裁判に関係ないことでしょう、これは。こういう内容について町長が確認して出させたもん。それでこれは係争中だという問題のもんでもないでしょう、町長。これ答弁拒否することでもないですよ。これ皆に出てるんですから、これ議員も皆持っているんですよ、もう。これは別にその中でですね、これに対して僕は質問は裁判に関してじゃないですよ。これに対して町議会議員選挙というのは、金を持ってなきゃ出られないのか、トップ当選したから金を使わないかんのか、上位当選は皆金使っているんだねということを確認、あなたしておくことですよ。議長、違いますか。それを答弁してくださいと言うておるのに、拒否することはないですよ、これは。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほど申し上げたとおりですので、私が答弁したことが、やっぱり今後の裁判に影響がないとは言えないと思いますんで、そこはご理解ください。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

ちょっと議事進行、これは答弁拒否ですか、これは。何があったんですか、議長これ。これは別にそういうことじゃないでしょう、私言っとんのは、これは内容については私は確認をしてですね、この意思ですね、ということなんです。だから私はこのあとに質問が続くわけなんです。これを答弁してもらわんだらあとないですよ。できないですよ。

川端龍雄議長

今の議事進行は、私にしてもそれは通じる話ではありません。

11番 入江康仁議員

議長に判断してもらいたいのは、この裁判に影響とか、どうのこうのというけど、それは関係ないことでしょう、これは。これは出し終わったことなんですよ、これ。これあんた20年1月、約1年前のものであってですよ、皆これ周知しているでしょう、議長。おかしいでしょう、ちょっとそれ、ちょっと答弁しやしてください。

川端龍雄議長

今の議事進行に、これは答弁者がそのように答弁するから、そこを不適切とかいろいろあったら、やはり質問者が追及していただければ、私からその答弁間違っておるかどうかということは、これはできませんので。

11番 入江康仁議員

議事進行、いやさ、答弁できないというから止まってしもうたわけでしょう。答弁いただいたらいいんですよ。別にこれは、それじゃこれは上申書というのは、これ隠しておるものなんですか、公なんでしょう。

川端龍雄議長

議事進行は一度だけど、本人が答弁できないということですから、答弁できない。そこをまた質問者が違う角度から答弁できるようにするなら、違う角度から質問してください。

11番 入江康仁議員

答弁できないような質問なんてしてないでしょう、これは。これは議長、ちょっと休憩とって、きちんとしてくださいよ。これ議会運営上、おかしいよ、答弁拒否なんて。

川端龍雄議長

これは一方的な考えは通りませんから、続けてください。質問続けてください。

11番 入江康仁議員

質問て、これの答えもらえへんだら、答弁拒否と言うておってですよ、できる。議長そやけど。答弁拒否しておいて、前へ進めったって、これはちょっとおかしいんじゃないの。

川端龍雄議長

質問してください。

11番 入江康仁議員

質問て、議長、これやったらできんな。要は今の法定費用のともかかってくるしさね、これ選挙違反して、まるっきり選挙違反してやったよというようなことを言っておるもんですよ、議長、あなたも上位当選だから、あなたも言われておるんですよ。あなたもお金使ったの。

川端龍雄議長

私語は慎んでください。そのように質問してください。

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ町長、上位当選した今の議長さんも上位当選なんですけど、これもそれならお金

を使って、裕福な、いろいろな違反をしてですね、やった。選挙には選挙の法定費用という定められた額があると思うですよ、町長。今日はね、町長、私もニコニコ笑ってしたかったんですよ。それをあなた自分の書いたこと責任とれんようなこと書いたら駄目ですよ、町長。そこのとちよっと説明願います。

川端龍雄議長

入江議員に注意します。個人的なことを、このプライバシーのことで、ここでそういう今
の場ではありませんので。

11番 入江康仁議員

議長と言うたの、いやいや上位当選は皆わかっておるから、上位当選をと、あなたも上位
当選7番まで入っておるでしょう。

川端龍雄議長

これには関係ありません。注意します。

11番 入江康仁議員

わかりました。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これに関してですが、今、議員がおっしゃった多額の費用を使ってとは、私は申しており
ませんし、法定費用の範囲内ということはよく私も選挙経験者ですから、わかっています。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、それは通らんですよ。このようなこと書いて、だからその続きあるんですよ。そし
たら町長言いましょう、町長前に進むわ。それじゃ町長、町議会選挙というものと、あなた
の町長選挙というのはね、10倍もあなたの選挙のほうが大きいんですわ。それであなたは出
た、初めて紀伊長島町の初めて出たときの選挙というのは、大変にお金使ったんですよ。そ
れあなた認めるわけですね。これやったらいいでしょう。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

法定の選挙費用のなかでやりました。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃ私はなんですか、法定費用でやってないって言うんですか。んですか、相当な経済状況というのは何ですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その中身に抵触する場合は、お答えできませんということは最初言いましたけども、それ以上に、法定以上に使ったとは言っておりませんので、ご理解ください。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、これはね、相当の経済的余裕があることが明らか、こうなんですよ。あなたは町長になろうと思うたら、相当じゃない。莫大なお金を使ったんでしょう。またそのときにあなたの出馬したときの状況というのは、どのような立場で、どのような状況にあったか教えてください。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

さきほども言いましたように、法定費用の中で戦い、しかも皆様のボランティア活動が相当あったということだけお伝えいたします。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいや答弁不足で、どのような立場であって、どのような状況で出たかということを教えてください。町長に出たとき。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私が立候補した理由を言うんですか。

11番 入江康仁議員

立候補したときの状況と。

奥山始郎町長

何の状況です。

11番 入江康仁議員

あなたの立場、経済的状況ですね。

奥山始郎町長

ちょっとそれは具合悪いやろ、それは。個人のこと言うてもよろしいんですかな。

ですから、公の立場としてですね、私は旧紀伊長島町の首長にあって、合併と同時にそれを辞任したと、そういう立場です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

僕が言っておるのは、旧紀伊長島町のときに、あなたが初めて町長選に出たときの状況と、あなたの立場と状況というておるの。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうわけで、この紀北町の町長選に立候補した経緯は、さきほど申し上げたとおりの状態です。状況はそういう状況です。あと言いますと、個人的な状況になりますんで、それはちょっと控えさせていただきます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これ個人だ、公人だと、どこであれしたらええんか、その初めて町長に出たときの立場、状況も、これ個人になります。おかしいなる、これ。別に言えないですか、この議会で質問して、言えない質問ですか、議長。

整理してください。一回、どこまでが、これわからんようになってきた私。

川端龍雄議長

入江康仁君、この選挙の話やなしに、損害賠償の話のほうへ重点を置いて質疑、質問してください。

11番 入江康仁議員

いやいや議長、議事進行、それだったらこれですよ、損害賠償の関連があって、それにした中の書類でしょう。それで私は言っておるのは、これ町民に皆本当は知らせなあかんことでしょう。1月の、去年の1月の31日に出したもんですよ。これでさえもね、議長聞いてください。各課課長、担当課長も誰も持ってなかったんですから。

川端龍雄議長

質問の内容が少し方向。

11番 入江康仁議員

いやいやだから、これは私は言いたいのは、個人的な攻撃みたいなもん出しておるから、私は町長にも同じ選挙を受ける者としてですよ、ここまで書いていいものかどうかということを追及したいわけですよ。結果的には。だから町長は町長の、町議会選挙と違ってですよ、大きな選挙にどれぐらいのお金とあれをもったんだと、これは質すのは当然でしょう。そこ、そやで一回ね、これ議運でもちょっとかけてくださいよ。動議も出ておることやし。

川端龍雄議長

私語は慎んでください。

(「休憩動議」と呼ぶ者あり)

20番 東清剛議員

休憩お願いします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

今、動議が出ましたけど、ご異議ある方ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

暫時休憩いたします。3時まで。

(午後 2時 25分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午後 2時 39分)

川端龍雄議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

さきほどの質問ですね、これ個人的な要素が強いということで、町長も答弁しにくいと思いますので、この質問はこれで引かさせていただきたいと思います。

次にですね、水道水源保護条例について、町長にそれじゃ質問いたします。

町長、ニコッと笑って、6月にですね、町長、水道水源保護条例の一本化に着手するとの答弁いただきましたが、現在の進捗状況など、ちょっとお聞かせ願えますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道水源保護条例の旧町それぞれ持っていたものの条例を、統合する作業が相当進んでおります。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

いやいやその相当進んでおるって、どれぐらい進んでおるか。それでその中でですね、町長、その統合するに従ってですね、その顧問弁護士からいろいろ相談をしていると思うんですね。これ法律的にかかわることですからね、町長。そうですね町長。その中で、どのような指導を受けて、どのようなところが手直しするようになっているのか、また顧問弁護士

がそのようないろんな進言と問題点を提起されていると思うんですけども、そのどこわかりやすく答弁していただけますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

水道水源の改正作業はですね、目下進んでおりますけれども、素案ができた段階でですね、素案、元の案ができた段階で顧問弁護士や有識者、つまり法律の専門家、それから環境の専門家、住民代表の意見を伺い、素案がまとまりましたら、議員の皆様にご説明をさせていただくと、そのような段取りでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その素案はですね、もうあの6月から半年からなってきたおるんですね。町長、ウーンと言うておるのやなくて、やはりこの水道水源保護条例の旧紀伊長島町のは私質問でも言ったように、3日で作った条例ですよ。それを直すのに半年かかって素案ができてないということ自体、ちょっとおかしくないんじゃないですか、町長さん。ちょっと答弁を。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

現在、その素案はかなり進んでいると申し上げましたとおり、近いうちに議員の皆様にご相談、ご説明できるような段階にきております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはそこまで言われるのなら、大体いつごろを目途に考えていけばいいですか。

それでね、素案はできたわ、見たわ、何だこんな程度に半年もかかったんかというようなことはないでしょうね、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのようにお叱りを受けないように努力しますし、今年度、20年度中にですね、それを上程させていただきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それではですね、その中で、今、町長、その担当課長にその素案がまとまるまでにですね、いろんな指示をしたと思うんですけど、どのようなところの要点をですね、町長として問題になる、気になるようなところを指示して、打ち合わせもやったと思うんですねよね。顧問弁護士との打ち合わせ何回ほどやられましたか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだ、顧問弁護士との打ち合わせはまだやっておりません。今は担当課が素案を練って、相当できておりますし、私の考えとしては町民の安全を守るという環境面ですね、その辺は特にしっかりと認識を深めてですね、この新しい条例に盛り込もうと、そのように指示しております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのですね、町長、さきほど町長の答弁の中でですよ、町長は法律に関することはやはり弁護士だと、行政のことはしないということだったけど、これこそまさしくですね、その顧問弁護士に相談すべきものが多々じゃなくて、大いにあったんじゃないですか。それで今、担当課の中で十分これが素案がつかれるような状態になっているんですか、なっておる。それじゃなぜこの半年もかからんで、十分できたんじゃないですか。その弁護士に。

というのはね、町長、前の旧紀伊長島町の時代から、この紀北町合併するまでに、いろいろな中でね、旧水道課の担当課長なんかは、しょっちゅうその打ち合わせ、出張旅費だとか、いろんな情報公開のその費用の中で私は見たのは、打ち合わせ会とか、それで津へ出張したときの、その会議室の借賃だとかいうのは、いろいろたくさん出てきておったんですよ。それがこの旧水道保護条例を、大きなものを統合するのに一度も相談ない。また相談ない中で出されて、これきちんとなりますか、町長、どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これから顧問の弁護士とは頻繁に相談ありますけれども、私が先に答えた中で、まだ顧問弁護士と相談していないというのは、一部訂正させていただきます。よく聞いてみると下打ち合わせ1回だけやっておりますんで、それは訂正させてください。それで、今後はもう素案ができ上がった時点ですすね、いろいろと相談をいたします。以上です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

要はね、町長、これはですね私も議員にならせていただいてから、このやはり1つの町に紀北町に、同じ条例が2つあるということは、これは不平等だということで、常々ずっと言ってきた。それほど大事なもんなんです、町長。

それで、それを何回も言いながら、初めて今度は6月に着手するよと、統合に。それで今はその弁護士に1回だけ相談して年度内にやるよと、3月議会までには遅くとも出してくるだろうと、それまでには素案を議会に提示するよとということの理解でよろしいんです。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

その中でね、町長、その素案ができているのだったら、あなたもう十分わかっていると思うんだけど、どういうところを、どういうように改革して、どういう担当課に指示をして、その顧問弁護士にこういうところは聞いておけ、こういうところはどうかよということ指示したか、教えていただきたい。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そのことは、さきほど申し上げたとおり、環境問題によく重視して、その辺をしっかりとやってくださいということでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはありふれたそのあれじゃなくて、環境じゃなくて、今の現、この水道水源保護条例をもとに、もとにやるんでしょう。そこのところ言っておるんですよ。ガラッと変わるんですか、町長、そこのところちょっとお願いします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これまでの条例のいいところを抜粋もしますし、新しくまた項目を加えるところも出てくると思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

そのね1回だけって、1回だけでわかるんだったら、本当に早うにできておって良かったんじゃない、これからやるということですね、町長。

そんならあれですね、町長、これからやるというのは、もう素案できておるというのに、またこれからやるというのは、どういうことですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

その法的にですね、我々の素案が足りないところ、過不足あると思いますんで、それを専門家に尋ねて、訂正していくという意味です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃさきほど、これ同じ質問になりますけど、その半年もかかって約これね、9ヵ月年度内ということに、6月にやったことですから、本当にこの条例はいろいろな問題の要素

があった。そして3日でできたその経緯もある。町長。もう今度は紀北町になったんですから、やはりこの紀北町の将来のためにも、もう町内の者と揉めないようなきちんとした、やはり条例をね、つくっていただきたい。

そのやはり条例は、揉めないようにつくるのが条例ですよ、町長。地方自治体のもとと云えばですね、紀北町の条例ですよ、町長。だからそのようなもう本当に争いのない、争いしておっても絶対に町は伸びないですから、やはり、ないようなきちんとした条例をつくっていただきたいけど、それを期待してよろしいんでしょうね。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員の言われることはそのとおりだと、私も思っております。だからそういうことも1つの考え方の大きな要因として、これを制定していきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃもうこれね、素案も近々できると、町長の答弁をいただいたんで、これでこの質問は終わらせていただきます。

次にですね、相賀小、相賀小の改築問題なんですけど、さきほどですね、町長やはりその改築には本当に地方財政を圧迫する大きな要素が生れるんですけど、合併特例債なんかの今、これはね、町長合併したから合併特例債を使えるでいいけど、町長、本来はやはり普通の財源の中でつくっていく、合併がなかったら普通財源の中でやっていかならんですよ、町長。

それになったら、いろんな本当に大きなこの負担がかかるわけです。それはなぜ言いたいかというね、町長、町長は旧紀伊長島町時代に、あなた初めて町長になった。それまでは赤羽中学校のやはり大内前町長が推進してきた、あの人は3期やった。これも公約として赤羽中をやるとしたけど、もう人口、生徒数がなくなるような学校に7億円も8億円もかけられない。しかし、あの人は公約で言った以上、公約を覆すわけにいかんから、あの人は苦しんだんですよ。その中であの人はいつでも予算付けられた。しかし、付けなかった。やはり町の財政、将来のやはり旧紀伊長島町を考えてやらなかったんですよ、町長。

しかし、あなたは町長になったらすぐドーンとつくってしまった。いろんな基金も減って

しまった。そういう経緯がある。しかし、今回はこの相賀小はですね、いろんな東海地震も叫ばれる中で、もう本当に急を要するもんだと思っております、町長。だから私は言いたいのはもっとこの合併したときに、やはり私はこの議員になったときにすぐにですね、庁舎の約1億円かけて耐震をやった。しかし、そのときは何人かの質問もやった。議員が質問した中で町長の答弁はですよ、大事な書類とかいろんながあるので、この庁舎がという、崩れたら困るもんでという答弁でした。

しかしね、町長、僕らが議員の研修で能登へ行ったときに、能登半島の震源地の穴水町でしたか、本当に庁舎が曲がってドアが開けっ放しやったんですわ。そして議員懇談会の中で町長も説明して、なぜ玄関はあんなんですかと言ったら、いや庁舎なんかあとでいいんだと、まずは町民、町なんだということで、町の復興から手がけて寝ないでやってきたと、あれで僕らが行ったのは2年か3年あとでしたね。やはりそういう中で私は、やるんだっとなぜ合併した当時にやらなかったのかということ、ちょっと言いたいわけですよ、町長。そのところはどうか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

庁舎について議員がですね、なぜ庁舎なのかというご質問がありました。これはですね、単年度でお金を使わなければならないこともありましたし、メニューもありました。そしてそれはその穴水町の町長さんは考え方はそれでよかろうと思いますが、私としましては、この災害と、それからまちづくりについて、役場でいろんな被害があつてですね、この今まで築き上げてきた人材が大事な人材であるという認識のもとにですね、それからいっぱいいろんな資料もある。そういう中で、この庁舎に手をつけさせていただいて、安全を確保したわけでありまして。これは約1億円ちょっとのものでした。支所も入れてね。そういう考え方の違いが根本的にございます。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

当然ね、町長、それは町長以前の質問にもね、そういうことを答弁していますから、十分わかっているんですけど、やはりね職員も大事ですよ、それは。だけどやはり、だから大きな私は財政を圧迫するような大きな予算を伴うには、やはり優先順位とかいろんなものをき

ちんと付けて、計画的にやったらどうだというん。今のままやったら思いつきのような格好でやっているところも見受けられるんで、私は町長に言っておるわけなんですよ。

それは町長、役場の職員もそれは大事ですよ。大事です。しかし、やはり今から世代を担う子どもたちのためにこれやるんでしょう。それでまだまだあるんでしょう。耐震する学校、小学校、中学校は。それだったら本当はね、その特例債を使えるだけで、皆もう本当に使っただけでも、それをやっていただきたいという気持ちもあるんですよ、町長。

だから、あなたはこれからのこの小中学校の耐震のあれはまだまだある中で、あとはどのような計画を持っていますか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

これまでね、学校改築及び学校の耐震化につきましては、国の補助事業制度があります。しかしながら、それはあるときにはその大体2分の1の補助事業ですけども、単価が実勢単価と相当かけ離れております。この度ですね、地震防災対策措置法の一部改正によって、それが我々今まで国会議員だとか、県の教育委員会、あるいは県知事に対して、その実情を訴えてきて、これじゃなかなか今財政の弱い町では、学校の安全は確保できないから、是非ともその補助の率を上げてください、それが実勢の単価にしてくださいよと言うて頼んできた。やっとそれが実ったんですよ。

ですから、あと3年のこれ時限立法ですから、その中で町内にある小中学全部これ耐震と、それから改築は相賀小学校、これ全部やる予定でございます。全部ですよ。

11番 入江康仁議員

皆できるのですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は全部と言いましたけれども、私ではそのように思っておりましたけれども、その事業に対象となる事業を全部ですね、それをやらせていただきます、3年間で。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはその対象にならない小学校、中学校というのはあるんですか。

川端龍雄議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

9月の議会で、一応その早急に耐震補強を要する学校等についての計画を出させていただきました。そして必要な学校については、必要な学校ですよ、現在の基準で。一応3年間で完了する計画を了承していただいておりますので、それに基づいて整備をしていきたいと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃもう3年したらその耐震、いろいろな手をかけないといけないその小学校、中学校はもう完了するということで、ご理解していいんですか、町長、どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

そういうことでございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃね、その町長のスローガンである安全で安心して住めるまちづくりの中で、その相賀小に関連して学校の施設を今ちょっと質問させていただいたけども、やはり心身障害者等のいろんな住んでいるところもね、使っているところも、耐震の必要なところはないんだろうかということ、ちょっと聞きたいです。どうですか、町長。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

町としては、町立としては老人ホーム赤羽寮があります。これは1階建てで、これは耐震は大丈夫でありまして、一部2階のところは補強しております。

それからあとは、公民館等は昭和56年以降のものであると認識しておりまして、もう1つ

詳しいところはわかる、わかる範囲内、では担当課長のほうから。

川端龍雄議長

五味福祉保健課長。

五味啓福祉保健課長

お答えさせていただきます。その分についてはちょっと今資料を持っておりませんので、ちょっとお答えすることができんですけども、一度調べてですね、報告はさせていただきますと思っています。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、その紀北作業所なんかは耐震とかそんなんはいいんですか。あれは町の施設じゃないんですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

紀北作業所はですね、広域連合であれを建てておりますけれども、あやふやなことは言えませんけども、1階造りでありますんで、おそらく大丈夫じゃないかと、こう思ってます。よく調べます。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長やはりさ、そのそういう施設の中にある心身障害者は、やはり弱者と言われる、そういう災害にとってね、一番のこれ命取りになる可能性があるもので、私は気になって今質問させていただいたわけですが、やはり町長、福祉、僕ずっと言い続けてきたけど、紀北町になってやはり旧海山、旧紀伊長島町が合併してですね、いろいろな福祉関係、またその関係において、やはりそういう予算を付けていただいて、そういういろんな安全面も確保して、やはり町民が合併して良かったなど、この声が出るのはここなんですよ、町長。

やはりソフト面からやって、ハード面は次でも、もういつでもやっていただいと、僕はハード面も言っているんです。しかし、弱者救済、弱者のやっぱり保護、そしてやはり高齢者の方々が満足できるような、やはり予算の編成をいただいてですね、本当にもう来年

こそは町長、これ当初予算の組むの今からですね、本当に町長もう真剣に取り組んでいただきたい。

そういうことの中で、もう1点、それでその相賀小学校のその改築にちなんでですね、今いろんな建築会社、土木会社も本当に疲弊しているんですね。公共事業が減って。やはりこのやっぱり大きなこの工事になるはずですよ。だからやはり地元の業者優先にですね、町長、何とかならないですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃることよくわかります。ですから、設計ができた段階でですね、地元の業者さんも参画できるように努力します。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

やっぱり大手と地元のもと、やっぱり入札制度の中に入ってくると、やはりこれは大手がとってしまう。しかし、技術的には地元の方々も十分持っている会社もあるんです。だからそういう地元同士のJVを組ませながらですね、やはり地元の業者の育成と、育成じゃない、今本当に助け合なあかんときやと思うですよ、町長。

だから、大手の入札制度の中でですよ、大手が仮にとったとしたら、もうそこに対して紀北町としての条件づけでして、地元の業者優先というような1項目を入れてでもですよ、地元の業者の保護を図ってやっていただけないかという気持ちがあるんですか、町長どうですか。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のお考えはよくわかりますが、言われた優先だとか、どうだということは無理にしてもですね、あくまでも平等な土俵の上で競争してもらおうんですけども、そこに参加してもらおうということを考えていくのが、ベターかなと思っております。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それじゃその入札にかかわる大手業者というのは、大体もうそれは選考しておるんですか、今の段階、まだ。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

まだこれからです。設計ができて、そのうえで検討するという事です。

川端龍雄議長

入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あとどれぐらいですか、1分。

町長、そやでね、やはりさ、これ1つの地場の育成、地場業者の育成ということですね、これ1つの大きな保護と育成と絡んで、やはり地元業者優先というような考えを、さきほどちょっと難しいかわからんというたけどね、町長。何とかできたらそういうようなことを考えてやっていただきたい。考慮してやっていただきたいということを、ちょっと最後に質問いたしまして、町長の答弁をいただいて質問終わります。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今のことにしましては、議員の考えておられることはよくわかりますんで、私のできる範囲内において努力して、町の産業のためにも、それを実施していきたいと思っております。どうぞよろしく。

川端龍雄議長

これで入江康仁君の発言を終わります。

川端龍雄議長

お諮りします。

本日の会議はこれで散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

なお、谷節夫君ほか3名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは本日はこれで散会いたします。どうもご苦労さんでした。

(午後 3時 08分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 3月 5日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 垣内唯好

紀北町議会議員 東 清剛